

令和 7 年特別区職員の給与等に関する報告及び勧告について

特別区人事委員会（委員長 松原 忠義）は、本日、東京 23 区の各区議会及び区長に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。ポイントは以下のとおりです。

●月例給の引上げ

職員の給与が民間従業員の給与を 14,860 円（3.80%）下回っている状況であり、この較差を解消するため、給料表を引上げ改定

- ・ 民間企業や国における初任給の動向等を踏まえて初任給を引上げ
- ・ 若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額引上げ

●特別給の引上げ

民間における特別給の支給状況を勘案し、特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数を 0.05 月引き上げ、4.9 月とする。引上げ分については、民間の状況等を考慮し、期末手当及び勤勉手当に均等に配分

●社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に伴う改正（給与制度のアップデート）

管理職の役割の重要度が増している状況に鑑み、管理職の職務・職責をより重視した給料体系の実現、早期昇格者の処遇改善のため、国の改定手法を参考としつつ、特別区の実情等を考慮した上で、給与制度のアップデートを実施（令和 8 年 4 月 1 日実施）

I 類採用（大学卒程度）の昇任者で年間給与を試算した場合、36 歳・課長職は約 1,022 万円、42 歳・部長職は約 1,300 万円となる見通し

※ 本年に関しては、一時的、特例的な措置として、行政系人事・給与制度の改正に伴う差額支給者（給料月額が各級の最高号給にあり差額を支給されている職員）を公民比較対象職員から除外して公民較差を算出した。

公民比較の結果	民間従業員	職 員	差
月 例 給	406,322 円	391,462 円 (平均年齢 38.6 歳)	14,860 円 (3.80%)
特 別 給 年 間 支 給 月 数	4.92 月分	4.85 月	0.07 月

行政職給料表（一）の 初 任 給	区分	改定後給与月額 (地域手当を含む)	給料月額 (改定額)	現行給与月額 (地域手当を含む)
	I 類 (大学卒程度)	278,400 円	232,000 円 (+12,000 円)	264,000 円
	III 類 (高校卒程度)	240,360 円	200,300 円 (+18,300 円)	218,400 円

改定による平均年間給与の影響額 (公民比較対象職員一人当たり)	約 27 万 6 千円	23 区全体の 財政影響額	約 195 億円
------------------------------------	-------------	------------------	----------

（添付資料）

- ・ 職員の給与等に関する報告及び勧告
- ・ 特別区人事委員会勧告のポイント
- ・ 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要
- ・ 特別区人事委員会委員長談話
- ・ 特別区長会会長コメント

職員の給与等に関する 報告及び勧告

令和 7 年

特別区人事委員会

特別区人事委員会委員長談話

(令和7年10月14日)

- 1 区民の安全・安心を守るため、職務に専念されている職員の皆さんに対し、心から敬意を表します。

国際情勢の不確実性が高まる中、生産年齢人口の減少や、長引く物価高騰等、我が国の先行きは不透明であり、予断を許さない状況です。

こうした状況であるからこそ、特別区は多様な職員一人ひとりが持つ力を最大限に活かし、組織パフォーマンスを高め、安定した区政運営を継続していく必要があると考えます。そのためには、未来を切り拓く「人の確保」、職員が成長実感を得ながら組織とともに発展していく「人の育成」が極めて重要です。

任命権者におかれては、本委員会の意見を踏まえ、職員が強い使命感と高い倫理観を持って意欲的に働ける公務の実現に向けた取組を重ね、公務により一層の誇りを持てる基礎自治体になることを望みます。

- 2 本日、本委員会は、各特別区の議会及び区長に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

- 3 今般取りまとめた月例給の調査結果によると、本年は、職員給与が民間給与を下回り、較差14,860円となりました。

特別給については、職員の支給月数4.85月に対して、民間従業員に支給された特別給の給与月額に対する支給割合が4.92月分となりました。

- 4 公民比較方法については、各特別区における厳しい採用環境を踏まえ、有為な人材を確保するため、公務の職務・職責を重視し、大都市に相応しい、より規模の大きな企業と比較する必要があります。本年、人事院は国家公務員の業務の重要性・困難性が高まっているとして、官民給与の比較

のための対象企業規模を 100 人以上に見直しました。本委員会においても、公民比較の対象企業規模を月例給・特別給ともに 100 人以上とします。

- 5 月例給については、民間給与との較差を解消するため、給料表の引上げ改定を行うことが適当であると判断しました。改定に当たっては、人材確保の観点等を踏まえ、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給の給料月額引上げを行います。特別給については、民間との均衡等を踏まえ、区における年間支給月数を 0.05 月引き上げ、4.9 月としました。

これらにより、職員の年間給与は、一人当たり平均で約 27 万 6 千円の引上げとなります。

- 6 新卒初任給については、今後も激しい人材確保競争が続くことが見込まれるため、行政職給料表（一）の大卒及び高卒初任給をそれぞれ国の一般職と同額まで引き上げることとします。厳しさを増す採用市場において競争力を高めるためには、処遇面はもちろん、戦略的な採用 P R、将来を見据えた人材確保と育成、勤務環境整備等あらゆる手立てを講じ、選ばれる基礎自治体へと押し上げていく必要があります。

- 7 管理職については、職務・職責をより重視した給料体系を実現し、早期昇格者の処遇改善を図るため、行政職給料表（一）の 5 級及び 6 級の給料表を見直します。

- 8 本年に関しては、一時的、特例的な措置を執り、給料月額が各級の最高号給を超える差額支給者を公民比較対象職員から除外して公民較差を算出しましたが、本来は一部の比較対象職員を除外するものではありません。公民比較対象職員に占める差額支給者の割合が約 1 %まで減少している現状を踏まえ、今回勧告において執った措置は、本年を最後の実施とします。

9 本日の給与等に関する報告及び勧告は、労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与水準を確保するとともに、職員の給与等について報告し、勤務環境の適正な在り方等について意見を申し述べるものです。

区民の皆様や各特別区の議会及び区長におかれては、給与等に関する報告及び勧告の意義についてご理解をいただきたいと存じます。

令和7年 特別区人事委員会勧告のポイント

月例給

若年層に重点を置きつつ、それ以外の職員も昨年を大幅に上回る 引上げ改定

- 公民較差 14,860 円 (3.80%) を解消
 - 4 年連続の引上げ改定
 - ※ 特別区職員のうち、「事務、土木造園、建築、機械及び電気」の職種にある職員と民間従業員を比較して公民較差を算出
- 初任給を引き上げて人材確保競争に対応
 - 5 年前(令和2年)と比して、Ⅰ類(大卒相当)は 25%以上UP
年収としては 100 万円以上のUP ※ 地域手当等を含む

～行政職給料表(一)の初任給～

	地域手当を含む	
	給与月額	給料月額(改定額)
Ⅰ類(大卒相当)	278,400 円	232,000 円 (+12,000 円)
Ⅲ類(高卒相当)	240,360 円	200,300 円 (+18,300 円)

特別給

0.05 月引上げ (4.85 月 → 4.9 月)

- 期末手当及び勤勉手当をともに 0.025 月分引上げ

職員の平均年間給与は約 27.6 万円の増

公民比較方法の見直し

比較対象企業規模を引上げ（50人以上 → 100人以上）

- 厳しい採用環境を踏まえ、有為な人材を確保するため、大都市に相応しい、より規模の大きな企業と比較し、本年の公民較差を算出

管理職の給料月額の見直し

- 管理職の職務・職責をより重視した給料体系の実現と早期昇格者の処遇改善を図るため、管理職の給料月額を見直す（令和8年4月1日実施）

～モデルケースによる年間給与の試算～

※ 管理職手当等、各種手当を含む

職	年齢	現行	見直し後	差額
課長	36歳	約 917 万円	約 1,022 万円	+ 105 万円
部長	42歳	約 1,183 万円	約 1,300 万円	+ 117 万円

人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見

- 確実な人材確保のため、実際に「働く場」である特別区の仕事内容や公務の魅力伝える各区のPR活動が重要
- 職員の意欲向上、人材育成や組織体制の強化のため、メリハリのある人事評価を行い、任用面や給与面に適切に反映させる仕組みの早急な確立が必要
- 主任職昇任への不安解消に向け、ジョブローテーション等による職員の能力向上のほか、主査の活用も含めた係長職全体の体制強化の取組が必要
- 女性の活躍を引き出すためには、昇任意欲を阻害している要因の確認と改善に向けた取組が必要
- 仕事と生活が両立できる勤務環境の整備に向け、各種休暇制度の理解促進とともに、利用しやすくなる職場の意識醸成が必要
- 職員の心身の健康保持や有為な人材確保の観点から、超過勤務縮減に向けた要因分析や様々な方策を駆使することが重要

令和 7 年 職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

令和 7 年 10 月 14 日 (火)
特別区人事委員会

若年層に重点を置きつつ、それ以外の職員も 昨年を大幅に上回る引上げ改定

- 公民較差：14,860 円 (3.80%)
- 月例給：若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引上げ
【初任給】Ⅰ類：12,000 円増 Ⅲ類：18,300 円増
- 特別給（期末手当・勤勉手当）：年間の支給月数を 0.05 月引上げ
（現行 4.85 月→4.9 月）期末手当及び勤勉手当に均等に配分
- 職員の平均年間給与：約 27 万 6 千円の増（公民比較対象職員）
- 管理職の給料月額を見直し

職員の給与に関する報告・勧告

I 職員と民間従業員との給与の比較

1 職員給与等実態調査の内容（令和 7 年 4 月）

職 員 数	民間従業員と比較した職員		
	職 員 数	平均給与月額	平 均 年 齢
57,493 人	33,490 人	391,462 円	38.6 歳

2 民間給与実態調査の内容（令和 7 年 4 月）

区 分	内 容
調査対象規模	企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所
事 業 所 数	特別区内の 1,162 民間事業所を調査（調査完了 704 事業所）

3 公民比較の結果

○月例給

民間従業員	職 員	差
406,322 円	391,462 円	14,860 円 (3.80%)

（注）民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない。

○特別給

民間支給割合	職員支給月数	差
4.92 月分	4.85 月	0.07 月

4 公民比較方法の見直し

公民比較方法については、各特別区における厳しい採用環境を踏まえ、有為な人材を確保するため、公務の職務・職責を重視し、大都市に相応しい、より規模の大きな企業と比較する必要がある。本年の人事院勧告を踏まえ、本委員会においても、公民比較の対象企業規模を月例給・特別給ともに 100 人以上とする。

5 本年の公民較差算出

本年の勧告に関しては、差額支給者を公民比較対象職員から除外して公民較差を算出する、一時的、特例的な措置を執り公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差 14,860 円（3.80%）を解消するため、月例給を引き上げることとし、給料表を改定することが適当であると判断した。差額支給者を除外しない場合の公民較差は 14,587 円（3.72%）である。

6 公民較差算出における差額支給者の取扱い

令和元年の勧告以降、差額支給者を特例的に公民比較対象職員から除外し公民較差を算出してきたが、令和 7 年には、公民比較対象職員に占める差額支給者の割合が約 1 %まで減少している。こうした状況を踏まえ、今回の勧告において執った措置は、常態的に執られるべきものではなく、本年を最後の実施とする。

II 公民較差に基づく給与改定について

1 給料表

(1) 行政職給料表（一）

- ・初任給について、民間企業や国における初任給の動向等を踏まえて引上げ
- ・若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額の上上げ

	現 行 給 料 月 額	改 定 後 給 料 月 額	改 定 額
I 類	220,000 円	232,000 円	12,000 円
III 類	182,000 円	200,300 円	18,300 円

(2) その他の給料表等

- ・その他の給料表は、行政職給料表（一）との均衡を考慮した改定
- ・定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、各級の改定額を踏まえ、所要の上上げ

2 特別給（期末手当・勤勉手当）

- ・民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を 0.05 月引上げ（現行 4.85 月→4.9 月）
- ・支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、期末手当及び勤勉手当に均等に配分

3 実施時期

- ・月例給：令和 7 年 4 月 1 日 特別給：条例の公布の日

（参考 1）公民較差解消による配分

給 料	諸 手 当	はね返り	計
12,383 円	0 円	2,477 円	14,860 円

（参考 2）公民較差に基づく給与改定による平均年間給与の増加額（公民比較対象職員）

改定前	改定後	差
約 6,660 千円	約 6,936 千円	約 276 千円

(参考3) モデルケースによる試算

○ケース1 係員（1級29号給、22歳）

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
264,000円	278,400円	14,400円	約4,448千円	約4,705千円	約257千円

○ケース2 係長（3級37号給、35歳）

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
383,760円	401,040円	17,280円	約6,615千円	約6,935千円	約320千円

○ケース3 課長（5級61号給、45歳）

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
627,360円	645,000円	17,640円	約10,723千円	約11,078千円	約355千円

○ケース4 部長（6級57号給、50歳）

給与月額			年間給与		
改定前	改定後	差	改定前	改定後	差
753,720円	774,000円	20,280円	約13,026千円	約13,446千円	約420千円

(注) 1 「差」は、端数処理をしているため、「改定後」から「改定前」を引いた値と一致しない場合がある。

2 給与月額及び年間給与は、給料（行政職給料表（一））、地域手当（20%）及び管理職手当を基礎に算出

Ⅲ 特別区における社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

管理職の役割の重要度が増している状況に鑑み、管理職の職務・職責をより重視した給料体系の実現、早期昇格者の処遇改善は必要である。国の改定手法を参考としつつ、特別区の実情等を考慮した上で、給与制度のアップデートを行う。

1 見直し内容

(1) 行政職給料表（一）

- ・ 5級（課長級）は、初号近辺の号給をカットし、給料月額を引き上げる。
- ・ 6級（部長級）は、初号の給料月額を引き上げつつ、給料月額を刻みの大きい簡素な号給構成とする。昇給については、勤務成績が特に良好以上の場合に限り行う。昇給の号給数は、国の内容と同様に見直す。

(2) その他の給料表

- ・ 医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）についても、行政職給料表（一）との均衡を基本に見直す。

2 実施時期

- ・ 令和8年4月1日

Ⅳ 管理職手当額の見直し

管理職の給料月額における見直しの趣旨に基づき、管理職手当額についても見直しに向けて検討が必要である。国や他の地方公共団体の状況、民間給与との均衡を考慮し、特別区の実情を踏まえ、適切な手当額の設定に向けて検討を進められたい。

人事・給与制度に関する意見

1 未来を切り拓く人材の確保と育成（P13）

- ・多様化する区民の価値観やニーズに対して効果的な施策を展開し、持続可能な都市として更なる発展を遂げていくために、任用面と給与面が車の両輪となり、未来を切り拓く人材の確保や育成について取り組まなければならない。

2 時代に応じた採用制度の見直し（P13）

■将来を見据えた人材確保策の検討

- ・職員のキャリア形成には、能力を最大限に発揮でき、やりがいを持って長く働き続けることができる環境の確保が必要である。
- ・専門性等のある職種では、新卒者の採用とともに経験者採用試験・選考により人材確保に取り組んでいく。
- ・公務を通じて得られるスキルや専門性を高めるための成長支援に引き続き積極的に取り組まれたい。

■採用環境を踏まえた採用制度の実施

- ・受験者にとって受験しやすい試験・選考の在り方を引き続き検討し、有為な人材の確保に取り組んでいく。
- ・Ⅰ類採用試験での内定時期の早期化は人材確保策の一つとして大変有効である。

■採用PR等の戦略的な展開

- ・確実な人材確保のためには、実際に「働く場」である各区のPR活動が重要である。
- ・新卒者向けには、実際に働く特別区職員から仕事内容や公務の魅力を伝え、内定者の定着及び採用後の離職防止を図られたい。
- ・転職者向けには、インターネットを活用するとともに公務に転職することの魅力を直接伝える対面の説明会が重要である。

■障害者の雇用促進

- ・多くの区で現在の法定雇用率を下回っている状況も踏まえ、障害者の活躍推進に関する取組をより一層推し進められたい。

3 人材の育成（P16）

■人事評価制度の適切な運用

- ・人事評価の公平性・透明性・納得性を高めていくことが肝要である。
- ・メリハリのある人事評価を行い、任用面や給与面に適切に反映させていく仕組みについて、早急に確立されたい。

■職員の組織的かつ計画的な人材育成

- ・退職者が増加傾向にある若手・中堅職員の働きがい向上に向け、組織や職務の魅力を高める取組が必要である。
- ・主任職昇任への不安解消に向け、ジョブローテーション等による職員の能力向上のほか、主査の活用も含めた係長職全体の体制強化に取り組んでいく必要がある。
- ・職員の若年化が進む中、1級職・2級職に在籍する知識経験の豊富な職員をより上位の職で活用できるようにする必要がある。

■管理職・係長職の育成、女性活躍の推進

- ・管理職の安定的な確保のため、管理職選考の受験者確保や、種別Ⅰ類とのバランスを考慮した種別Ⅱ類（指名制）の実施が必要である。
- ・女性の活躍を引き出すことは任命権者の責務であり、昇任意欲を阻害している要因を確認し、その改善に向けた取組を行うことが必要不可欠である。
- ・管理職・係長職の個人の資質や能力だけに頼るのではなく、その働き方や業務の在り方を更に見直すなど、マネジメント体制の確立に取り組む必要がある。

■高年齢層職員の能力及び経験の活用

- ・高年齢層職員が意欲を維持し、その能力を発揮していくには、本人の意向や職務経験に配慮した人員配置を行うことが大切である。
- ・役職定年制の特例任用は、若手・中堅職員の活躍の機会を阻害することのないよう、適切に運用する必要がある。

勤務環境の整備等に関する意見

1 誰もが活躍できる勤務環境づくり（P20）

- ・誰もが活躍できる勤務環境の実現に向け、個々の職員の事情に合わせて可能な限り柔軟に働き方を選択することができる職場環境の整備を進めていく必要がある。
- ・業務プロセスの見直しやメンタルヘルス対策の推進により、職員の負担感を軽減させるとともに、職員の健康管理の徹底が求められる。
- ・仕事と生活の両立支援、ハラスメントのない職場の実現により、職員が自らの能力を最大限発揮でき、働きがいや意欲を高めることにつながる。

■職員のやりがいや意欲を高める環境づくり

（勤務環境の制度・整備等）

- ・多くの区でテレワーク利用が進んでおり、引き続き各職場の業務実態に合わせて、対象職員や利用場所の拡大等を検討するとともに、制度の適切な運用を図られたい。
- ・フレックスタイム制について、導入済の区や他の地方公共団体、民間企業の事例を参考に、課題の整理をより一層進めていく必要がある。
- ・組織の効率性・生産性を高め、区民サービスの向上に資するよう、業務の見直しを行いながら、各種制度の検討を進められたい。

（仕事と生活の両立支援）

- ・全ての職員が希望する期間の育児休業を取得できるような環境を実現するため、代替職員の弾力的な人員配置の実施や全職員に向けた情報発信等の取組を進められたい。

- ・仕事と育児・介護の両立支援制度の周知の取組の徹底を図るとともに、管理職における制度理解の促進に取り組み、組織全体で支援体制を整え、職員の不安解消に努められたい。

■魅力ある職場の基礎となる勤務環境づくり

（長時間労働の是正）

- ・超過勤務に係る要因の整理・分析・検証の結果を踏まえ、D X推進や人員配置等、様々な方策を駆使することが重要である。
- ・教職員を取り巻く環境の整備に向け、各区教育委員会による実効性の伴う対策が必要である。
- ・労働安全衛生法に定める医師による面接指導については、その確実な実施に取り組まれたい。
- ・日を単位とした年5日の年次有給休暇の確実な取得を促進されたい。

（メンタルヘルス対策の推進）

- ・メンタルヘルス対策への取組は、職場の責任者である管理職と産業保健スタッフが連携することが重要である。
- ・メンタルヘルス対策においては、管理職の役割が重要であり、対応力を向上させるための研修の定期的・計画的な実施が必要である。
- ・セルフケアは、メンタルヘルス不調の未然防止に有効であり、これを習得するための研修は重要である。

（ハラスメントの根絶）

- ・風通しの良い職場環境やハラスメントのない職場の実現に向けた取組を強力に推進する必要がある。
- ・区の外部にも相談窓口を設置するなど、相談体制の拡充に努められたい。
- ・区民等に直接行政サービスを提供する特別区では、カスタマー・ハラスメントは切実な課題であり、その根絶に積極的に取り組む必要がある。

2 区民からの信頼の確保（P25）

- ・不祥事に対する早期発見・早期対応の取組と併せて、再発防止策が実効的に機能するよう取り組まれたい。
- ・住民全体の奉仕者として自ら考え行動できる職員を育成することで、区民からの信頼の確保に努められたい。



令和 7 年10月14日

各 区 議 会 議 長 様
各 区 長 様

特別区人事委員会
委員長 松 原 忠 義

特別区人事委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、意見を申し出るとともに、別紙第2のとおり勧告します。

目 次

別紙第 1 報告及び意見

I	職員の給与に関する報告	1
1	職員の給与調査	1
2	民間従業員の給与調査	3
3	公民比較方法の見直し	5
4	職員と民間従業員との給与の比較結果	6
5	国家公務員の給与等	7
6	生計費	9
7	本年の給与改定	9
8	特別区における社会と公務の変化に応じた給与制度の整備 (給与制度のアップデート)	11
9	管理職手当額の見直し	12
10	公民較差算出における差額支給者の取扱い	12
II	人事・給与制度に関する意見	13
1	未来を切り拓く人材の確保と育成	13
2	時代に応じた採用制度の見直し	13
3	人材の育成	16
III	勤務環境の整備等に関する意見	20
1	誰もが活躍できる勤務環境づくり	20
2	区民からの信頼の確保	25
IV	勧告実施の要請	26

別紙第 2	勧告	27
-------	----	----

参考資料	69
------	----

別紙第 1

報 告 及 び 意 見

I 職員の給与に関する報告

給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。本委員会は、この趣旨に則り、職員の給与水準について、特別区内の民間従業員の給与水準と均衡させることを基本とし、勧告を行っている。

本年も、本委員会は、職員及び民間従業員の給与等の実態、生計費その他職員の給与決定に関する諸事情について、調査研究を続けてきた。

その内容について、以下のとおり報告する。

1 職員の給与調査

(1) 特別区職員給与等実態調査の概要

本委員会は、本年4月1日現在における特別区職員の給与等の実態を把握するため、各区における「職員の給与に関する条例」等の適用を受ける職員（休職者等を除く。）を対象に、給料や諸手当等について「特別区職員給与等実態調査」（以下「職員給与調査」という。）を実施した。

なお、令和5年4月以降、定年が段階的に引き上げられることに伴い、60歳超の職員の給料月額（諸手当のうち給料月額の水準と関係するものを含む。）を60歳前の7割水準に設定している。職員給与調査の結果については、給料月額を7割水準で決定されている職員を除いた数値で算出している。

(2) 調査の結果

調査対象職員の総数は57,493人（昨年58,194人）で、平均給与月額は382,135円（同372,339円）、平均年齢は39.5歳（同40.4歳）である。

給料表別人員、平均給与月額及び平均年齢

区 分 給 料 表	適用人員・構成比		平均給与月額	平 均 年 齢
	人	%	円	歳
全 給 料 表	57,493	100.0	382,135	39.5
行政職給料表（一）	50,566	88.0	381,957	38.6
行政職給料表（二）	3,715	6.5	370,303	50.8
医療職給料表（一）	69	0.1	941,157	52.5
医療職給料表（二）	498	0.9	390,992	42.6
医療職給料表（三）	2,017	3.5	374,081	40.3
幼稚園教育職員給料表	628	1.1	423,841	35.9

（注） 1 再任用職員、任期付職員及び区費負担の学校教育職員は含まれていない。

2 「平均給与月額」は、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当等の支給総額を適用人員で除したものである。

3 「構成比」は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、計は必ずしも100.0とならない場合がある。

民間従業員と比較する行政職給料表（一）が適用される事務・技術職員（新卒採用職員を除く。）は33,904人（昨年33,068人）で、平均給与月額は391,834円（同382,985円）、平均年齢は38.8歳（同39.1歳）である。

また、給料月額が各級の最高号給にあり差額を支給されている者（以下「差額支給者」という。）は414人（同627人）で、平均給与月額は421,948円（同425,533円）、平均年齢は55.5歳（同55.8歳）である。

民間給与との比較を行う職員の平均給与月額等

給 料	管理職手当	扶養手当	地域手当	住居手当	その他	計	平均年齢
311,893円	5,590円	5,008円	64,496円	4,841円	6円	391,834円	38.8歳

（注） 1 「その他」は、単身赴任手当（基礎額）及び寒冷地手当等である。

2 「計」は、支給総額を適用人員で除したものであり、各種目の合計と一致しない場合がある。

2 民間従業員の給与調査

(1) 職種別民間給与実態調査の概要

本委員会は、職員と民間従業員との給与の精確な比較を行うため、人事院、東京都人事委員会等と共同して、「職種別民間給与実態調査」（以下「民間給与調査」という。）を実施した。調査事項は、民間従業員の本年4月分の給与支給月額、昨年8月から本年7月までの特別給（賞与）の支給状況のほか、給与改定の状況等である。

本年は、特別区内の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の10,332事業所（母集団事業所）から、層化無作為抽出法によって抽出した1,162事業所を対象に調査を行った。そのうち、調査完了事業所は704事業所、調査実人員は57,494人であった。

なお、後記3のとおり、公民給与の比較方法の見直しを行うことから、本年の職員と民間従業員との給与比較に用いる民間の調査結果は、企業規模100人以上の事業所におけるものとする。

(2) 調査の結果

① 初任給の状況

企業全体として見た場合に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒では84.2%（昨年73.7%）、高校卒では30.3%（同25.0%）となっている。そのうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒では71.5%（同62.8%）、高校卒では87.4%（同67.1%）となっている。

民間における初任給の改定状況

項 目 学 歴	新規学卒者の 採 用 あ り	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の 採 用 な し
		増 額	据 置 き	減 額	
大 学 卒	84.2%	(71.5%)	(28.5%)	(0.0%)	15.8%
高 校 卒	30.3%	(87.4%)	(12.6%)	(0.0%)	69.7%

(注) 1 事務員と技術者のみを対象とした。

2 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計した。

3 () 内は、「新規学卒者の採用あり」を100とした割合である。

② 給与改定の状況

ベースアップを実施した事業所の割合は、係員では61.3%（昨年49.8%）、課長級では56.1%（同45.8%）となっている。

民間における給与改定の状況

項 目 役職段階	ベースアップ	ベース改定 中	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
係 員	61.3%	1.4%	0.6%	36.7%
課 長 級	56.1%	2.6%	0.0%	41.3%

（注） ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除く事業所数を100とした割合である。

定期昇給を実施した事業所の割合は、係員では84.8%（昨年83.4%）、課長級では77.0%（同76.4%）となっている。

民間における定期昇給の実施状況

項 目 役職段階	定 期 昇 給 制 度 あ り	定 期 昇 給 実 施	定 期 昇 給 中	定 期 昇 給 制 度 な し
係 員	85.1%	84.8%	0.3%	14.9%
課 長 級	77.7%	77.0%	0.7%	22.3%

（注） ベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計したものである。

③ 考課査定分の配分状況

冬季賞与における考課査定分の割合は、係員では55.5%（昨年47.9%）、課長級では59.3%（同51.7%）、部長級では59.7%（同52.2%）となっている。

民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係 員		課 長 級		部 長 級（非 役 員）	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
44.5%	55.5%	40.7%	59.3%	40.3%	59.7%

3 公民比較方法の見直し

職員と民間従業員との給与の比較は、職員給与調査と民間給与調査の結果に基づき、主な給与決定の要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分給与額を対比させる精確な比較（ラスパイレス方式）により行っている。対象職種は、行政職給料表（一）が適用される事務・技術職員と同種の仕事に就いている民間従業員である。

本年、人事院は、行政課題が高度に複雑化・多様化する中で、国家公務員の業務の重要性・困難性が高まっているとして、官民給与の比較のための対象企業規模を100人以上とした。

東京都の人口の約7割が集中する特別区は、区民に最も身近な基礎自治体として、時代に相応しい意識を常に持ち、それぞれの地域特性に応じた先進的な施策を今後も展開していかなければならない。今日の厳しい採用環境を踏まえ、有為な人材を確保するためには、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較する必要がある。

これらのことから、本委員会においても、公民比較の対象企業規模を月例給・特別給ともに100人以上とし、この見直しに伴う月例給の公民比較の対応関係については、次のとおりとする。

公民比較の対応関係（月例給）

級	企業規模 1,000 人以上の事業所	企業規模 100 人以上 1,000 人未満の事業所
6	支店長、工場長、部長、部次長	
5	課長	支店長、工場長、部長、部次長
4	課長代理	課長
3	係長	課長代理
2	主任	係長
1	係員	主任、係員

（注）主任のうち、係長等のいない事業所において課長代理以上に直属し部下を有する者及び職能資格等がそれらと同等と認められる者については、以下のとおり対応させる。

- ① 企業規模 1,000 人以上の事業所 3 級
- ② 企業規模 100 人以上 1,000 人未満の事業所 2 級

4 職員と民間従業員との給与の比較結果

前記3の見直し後の本年の公民給与の比較結果は、以下のとおりである。

(1) 月例給

本年4月における職員の給与月額が391,834円、民間従業員の給与月額は406,421円となっており、職員の給与が民間従業員の給与を14,587円（3.72%）下回っている。

公民給与の比較

民間従業員	職員	公民較差
406,421円	391,834円	14,587円（3.72%）

（注）前記3の見直しを行わなかった場合は、13,578円（3.47%）である。

また、差額支給者を公民比較対象職員から除外して公民比較を行ったところ、本年4月における職員の給与月額は391,462円、民間従業員の給与月額は406,322円となり、職員の給与が民間従業員の給与を14,860円（3.80%）下回っている。

公民給与の比較（差額支給者を除いた場合）

民間従業員	職員	公民較差
406,322円	391,462円	14,860円（3.80%）

（注）前記3の見直しを行わなかった場合は、13,857円（3.54%）である。

(2) 特別給

民間給与調査の結果によると、昨年8月から本年7月までの1年間に
おいて、民間従業員に支給された特別給（賞与）の平均所定内給与月額
に対する支給割合は、年間4.92月分となっており、職員の特別給（期末
手当・勤勉手当）の年間支給月数（4.85月）が民間の特別給（賞与）を0.07
月分下回っている。

民間における特別給（賞与）の支給状況

	下 半 期	上 半 期
平均所定内給与月額	438,877 円	447,463 円
特別給の支給額	1,018,519 円	1,164,578 円
特別給の支給割合	2.32 月分	2.60 月分
特別給年間計	4.92 月分	

（注） 1 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは令和7年2月から7月までの期間をいう。

2 前記3の見直しを行わなかった場合は、4.88月分である。

5 国家公務員の給与等

人事院は、本年8月7日、国家公務員法等の規定に基づき、国会及び内閣に対し、公務員人事管理に関する報告、職員の給与に関する報告及び職員の給与の改定に関する勧告を行った。概要は以下のとおりである。

令和7年 人事院勧告・報告の概要

公務員を元気に 国民を幸せに


激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

国家公務員行動規範の周知・啓発

府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

- 職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討
【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】
- 採用市場での競争力確保のため、官民給与の比較対象を見直し
- 業務の特殊・困難性の高まりに伴い本府省業務調整手当を拡充
- 職務・職責に見合った処遇確保のため、在級期間に係る制度を廃止
【R7年度から先行して実施】

働きやすさと成長が両立する公務

- 月100時間超等の超過勤務最小化に向け、各府省の実情に応じた伴走支援や調査・指導の強化
【R7年度から実施】
- 自己実現や社会貢献につながるような兼業制度(自営兼業)の見直し
【R8年度から施行】
- 様々な事情を抱えた職員の活躍を支えるための無給休暇の導入
【R8年度に措置内容を報告】
- 国家公務員の「能力一覧」を作成し、人材の育成や確保に活用
【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

- 経験者採用試験におけるCBT（オンライン試験）の導入
【R8年度に試行試験、R9年度に導入】
- インターンシップを活用した早期選考の実施に向けた環境整備
【R8年度から実施】
- 柔軟なアルムナイ採用のための能力実証方法や公募手続の簡素化
【R8年度から実施】
- 技術系人材の確保に特化した採用ルートの整備
【R8年度に具体像の提示】

～世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために～

令和7年 人事院勧告・報告の概要

官民給与の比較方法の見直し

- 行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
 - 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
 - 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
- ➡ 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給

官民較差:15,014円(3.62%)
[令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較] 【令和7年4月実施】

- 俸給
 - 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])
【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])
 - 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定
※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%
※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善
- 本府省業務調整手当
 - 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
 - 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ
- 特勤勤務手当等
 - 著しく不便な地に所在する官署(特勤官署等)に勤務する職員に支給される特勤勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
 - 特勤官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加

令和7年 人事院勧告・報告の概要

ボーナス

[直近1年間(令和6年8月～令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較]

- 支給月数の改定【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

- ①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特勤勤務手当等の見直し(以上前掲)のほか、
④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- ② 現行の「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

6 生計費

本委員会では、総務省「家計調査報告」等に基づき、特別区の標準生計費を算定している。本年4月における世帯人員別標準生計費は、次のとおりである。

世帯人員別標準生計費

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
標準生計費	138,130円	184,080円	214,850円	245,610円	276,380円

【P88 参考資料 3 生計費関係資料 第20表 参照】

7 本年の給与改定

本年の勧告に関しては、差額支給者を公民比較対象職員から除外して公民較差を算出する、一時的、特例的な措置を執り、先に述べた公民比較の結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差14,860円(3.80%)を解消するため、月例給を引き上げることとし、給料表を改定することが適当であると判断した。

また、特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数についても、民間の特別給(賞与)の支給割合を考慮し、引上げを行うことが適当である。

改定の具体的な内容は、以下のとおりである。

(1) 改定すべき事項

① 給料表

ア 行政職給料表(一)

行政職給料表(一)の改定に当たっては、初任給について、人材確保の観点、民間企業や国における初任給の動向等を踏まえて引き上げることとする。

また、若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号給について、給料月額の引上げを行う。

初任給の改定内容

	現 行 給 料 月 額	改 定 後 給 料 月 額	改 定 額
I 類	220,000 円	232,000 円	12,000 円
III 類	182,000 円	200,300 円	18,300 円

イ その他の給料表等

その他の給料表については、行政職給料表（一）との均衡を考慮した改定を行う。また、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額については、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定を行う。

② 特別給（期末手当・勤勉手当）

民間における特別給（賞与）の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.05月引き上げ、4.9月とする。定年前再任用短時間勤務職員については、年間の支給月数を0.05月引き上げ、2.6月とする。特定任期付職員については、年間の支給月数を0.05月引き上げ、3.9月とする。

なお、支給月数の引上げ分については、民間の特別給（賞与）における考課査定分の配分状況等を考慮し、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとする。

(2) その他

① 区費負担の学校教育職員の給与制度

区費負担の小・中学校教育職員及び区が設置する中等教育学校の教育職員に適用される給与制度は、東京都の教育職員との均衡を考慮して、改定等を行うことが適当である。

② 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、東京都との均衡を考慮して、改定等を行うことが適当である。

8 特別区における社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

昨年、人事院は、人事管理上の重点課題に対応するため、給与制度のアップデートとして、時代の要請に即した給与制度への抜本的な転換を図ることを勧告した。これを受けて、昨年、本委員会は、給与制度のアップデートについて、特別区においても見直しに向けて検討が必要と言及したところである。

組織パフォーマンスを向上させ、複雑化・多様化する行政課題に対応する必要がある中、マネジメントをはじめとして、管理職の役割の重要度が増している。こうした状況に鑑み、管理職の職務・職責をより重視した給料体系の実現、早期昇格者の処遇改善は、特別区においても必要であると判断した。そのため、国の改定手法を参考としつつ、特別区の実情等を考慮した上で、給与制度のアップデートを行うこととする。見直しの内容については、以下のとおりである。

(1) 行政職給料表（一）

① 5級（課長級）

早期昇格者の処遇改善を図り、若年層の昇任意欲を醸成するため、初号近辺の号給をカットし、初号の給料月額を引き上げることとする。

② 6級（部長級）

職責をより重視した給料体系に見直すため、初号の額を引き上げつつ5級との給料月額の重なりを解消し、昇格により給与が大きく上昇する仕組みとする。また、給料月額を刻みの大きい簡素な号給構成とし、その下で昇給することにより、成績優秀者に一層大きな給与上昇を確保する。

これに伴い、昇給制度について、行政職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるものの昇給は、勤務成績が特に良好以上の場合に限り行うこととする。昇給させる場合の昇給の号給数は、国の行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8级以上であるもの（以下「国の職員」という。）の内容と同様に見直すこととする。あわせて、上位の昇給区分に決定できる職員の割合については、

国の職員の内容を踏まえた適切な制度設計が図られるよう、検討を進められたい。

(2) その他

医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）についても、行政職給料表（一）との均衡を基本に上記に相当する見直しを行う。

9 管理職手当額の見直し

前述のとおり、管理職の職務や職責を重視した給料表への見直しの必要性について言及したところだが、管理職手当額についても、趣旨に沿った見直しを進める必要がある。

手当額の見直しに当たっては、管理職手当の制度趣旨に基づき、定額化した際の考え方や算定方法を踏まえるとともに、手当区分の在り方と併せて整理することが求められる。任命権者においては、国や他の地方公共団体の状況及び民間給与との均衡を考慮し、特別区の実情を踏まえ、適切な手当額の設定に向けて検討を進められたい。

10 公民較差算出における差額支給者の取扱い

令和元年の勧告以降、差額支給者を特例的に公民比較対象職員から除外し公民較差を算出してきた。差額支給者の人数は平成 30 年では約 3,500 人であったのに対し、本年には約 400 人まで減少しており、公民比較対象職員に占める差額支給者の割合についても、約 1%まで減少している。こうした状況を踏まえ、今回の勧告において執った措置は、常態的に執られるべきものではなく、本年を最後の実施とする。

Ⅱ 人事・給与制度に関する意見

1 未来を切り拓く人材の確保と育成

急速なデジタル化の進展や物価上昇等、社会経済情勢の変化が加速する中、地域の行政課題も一層複雑化・多様化してきている。例えば、東京都の令和6年合計特殊出生率が全国最低を記録し、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少に歯止めがかからない状況において、人々が手を取り合い、支え合う地域共生社会の実現に向けた環境整備が課題となっている。また、首都直下地震をはじめとする大規模災害へ備えることはもちろん、局地的な集中豪雨や、酷暑への対応等、気候変動に伴い深刻化・頻発化する気象災害への対応が求められている。

多様化する区民の価値観やニーズに対して効果的な施策を展開し、持続可能な都市として更なる発展を遂げていくために、未来を切り拓く人材の確保や育成は目下の急務であると言える。若年層を中心としたキャリア意識の変容についての的確に捉え、有為な人材が魅力を感じられるよう、時代に応じた採用手法や組織的かつ計画的な人材育成を実現する必要がある。さらに、職務内容や難易度、職責に見合った給与水準を実現するとともに、納得性の高い人事評価の運用が行われ、評価が適切に処遇へ反映されることが肝要である。

限られた人的資本で最大のパフォーマンスを発揮していくために、任用面と給与面が車の両輪となり、これからの行政を担っていく人材の確保と育成について取り組まなければならない。本委員会は、上記の観点を踏まえ、以下のとおり意見を申し述べる。

2 時代に応じた採用制度の見直し

(1) 将来を見据えた人材確保策の検討

就職・転職市場における公務員の採用を取り巻く環境は年々厳しさを増している。一度就職したら定年まで勤め続けるという意識が若年層を中心に低下している中、区民生活を支える行政サービスを継続して提供するためには、職員のキャリア形成に当たり、職員一人ひとりが自身の能力を最大限に発揮でき、やりがいを持って長く働き続けることができ

る環境の確保が必要不可欠である。

また、専門性等のある職種においては、採用環境が特に厳しい状況にある。本委員会では、特別区が就職・転職先の一つとして候補に挙がり、かつ、選ばれる職場となるために取り得る方策を検討し、区の需要を満たせない状況を解決しなければならない。本委員会では、新卒者の採用に積極的に取り組むとともに、転職市場の活発化を踏まえ、経験者採用試験・選考により、多様な経験や知識、専門性を持った人材の確保に取り組んでいく。

任命権者においては、A I 等のデジタル技術の活用や業務体制の再構築等人的資源を充実する手段を検討するとともに、職員が公務を通じて得られるスキルや専門性を高めるための成長支援に引き続き積極的に取り組まれない。

(2) 採用環境を踏まえた採用制度の実施

本委員会では、特別区を志望する者が採用試験・選考を受験しやすくなるよう試験・選考の見直しに取り組んできた。

本年は、I 類採用試験で試験内容の見直しを行うとともに、一般事務の試験区分では民間企業等との併願を考える受験者をターゲットとし、民間企業等で多く取り入れられているSPIを活用した試験を実施した。また、技術職については厳しい申込状況を受け、秋に実施する試験において職種を拡大して実施することとした。さらに福祉職については、例年秋に実施する経験者採用試験・選考に加え、年度途中の採用を目指し、福祉職の求職者が増加傾向となる春期に福祉職のみ追加で試験・選考を実施した。本委員会では引き続き、受験者にとって受験しやすい試験・選考の在り方を検討するとともに、引き続き就職・転職市場の動向を分析し、有為な人材の確保に向けて試験・選考の見直しを行っていく。

また、民間企業等と比較して、公務員の採用内定を得るまでの期間は長くかかる傾向にある。特にI 類採用試験においては、内定を得る時期を早期化することは人材確保策の一つとして大変有効と考えられる。受験年齢の引下げ等により内定時期を早期化することについて、各任命権者とともに検討を進めていくこととする。

(3) 採用PR等の戦略的な展開

近年、受験者の確保が深刻な課題となっており、本委員会では特別区が選ばれる就職・転職先となるようPR活動を充実・強化しているところである。その上で確実に人材を確保していくためには、本委員会の試験のPRだけでなく、受験者が実際に働く場となる各区のPR活動も重要であり、様々な視点での取組が必要である。

新卒者向けのPR活動においては、インターンシップや職場体験等の機会を通じて仕事内容や公務の魅力を、実際に働く特別区職員から伝えることが非常に有効である。こういった機会は、特別区の職員として働くイメージを具体的に持つことができるため、特別区への志望度合いを高め、内定者の定着及び採用後の離職防止にも資するものである。各任命権者においては是非とも新卒者に向けたPR活動に積極的に取り組み、各区ならではの採用PR活動の拡充を図られたい。

転職者向けのPR活動においては、SNS等をはじめとするインターネットを活用することで、情報を得たいときに得ることができる環境を整えることが有効である。また、民間企業等が多く参加する対面の説明会は、転職者が効率よく情報収集できる機会であるとともに、公務に転職することの魅力を特別区職員から直接転職者へ伝えることができる重要な機会と言える。各任命権者においては、特別区を受験するきっかけとなる効果的なPR活動を引き続き検討されたい。

(4) 障害者の雇用促進

各区においては、障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられることを受け、継続的に障害者の採用に取り組んでいるところである。しかし、多くの区において、現在の法定雇用率である2.8%を下回っていることは非常に深刻な事態である。

障害者の採用に当たっては、常勤職員に留まらず、非常勤職員の採用に積極的に取り組み、採用後において、雇用の安定を図るなど障害者雇用の質の向上に努め、障害者の活躍推進に関する取組をより一層推し進められたい。

3 人材の育成

(1) 人事評価制度の適切な運用

目標による管理を活用した人事評価は、職員の働きがいや自身の成長を実感できる重要な機会であり、評価の公平性・透明性・納得性を高めていくことが肝要である。

特に評価の納得性を高めるためには、定期的な評価者研修の実施により、管理職が人事評価の意義や基準等を理解し、評価の精度を向上させる必要がある。さらに、人事評価制度の運用においては、評価に至るまでのプロセスとして、年度当初における個人目標の設定や目標の困難度の確認、適時の達成度確認やフィードバック等、年間を通じて評価者と被評価者が双方向のコミュニケーションを行うことが重要である。

また、昇任選考の実施に当たっては、職員の成長過程を長期的な視点で把握し、選考結果の客観性と公平性が高まるよう、複数年の人事評価を活用することが適切である。

メリハリのある人事評価を行い、任用面や給与面に適切に反映させていくことは、職員のモチベーションを高め、人材育成や組織体制の強化にもつながるものであるため、その仕組みについて早急に確立されたい。

(2) 職員の組織的かつ計画的な人材育成

特別区では、行政需要の拡大や高年齢層職員の退職に伴い多くの職員が採用され、若年層職員の人数が増加している。一方で、区によって差はあるものの、転職等を理由とした若手・中堅職員の退職者が増加傾向にある。

外部労働市場が競争性を高める中において、職員の定着を高め、一人ひとりの能力を最大限に発揮していくには、働きがいの向上が重要となっており、約半数の区では職場への愛着度や満足度に関する意識調査が行われ、人事施策の検討に活用されている。任命権者においては、職員の意識等に関する分析を進め、職場風土の改善や人材育成策の充実に向け、組織や職務の魅力を高める取組に注力していく必要がある。

また、採用試験・選考制度の改正による採用の複線化や、経験者採用試験・選考による採用者数の増加により、新規採用職員の年齢や経歴は

多様化している。中途採用者は民間企業等での有用な経験を持つ一方で、区政に関する知識の獲得や庁内外の人脈形成に当たっては入庁後の積み重ねが必要となるため、職務に円滑に適応できるよう、研修、OJT、日常のコミュニケーションを組み合わせ、丁寧にフォローしていくことが重要である。

主任職については、平成30年度の行政系人事・給与制度の改正により、係長職への昇任を前提とした職として位置づけられ、キャリア形成への第一歩となっている。しかし、職の位置付けに不安を感じることを要因として主任職昇任選考の受験を控える職員も見受けられる。そのため、任命権者においては引き続き、ジョブローテーションや研修による職員の能力向上に努めるほか、主査の活用も含めた係長職全体の体制強化に取り組んでいく必要がある。

特別区職員全体の平均年齢は平成19年の44.7歳をピークに低下し続けており、本年は39.5歳となるなど、職員の若年化が進んでいる。人員体制の新陳代謝が進む中、今後も組織の活力を維持し、安定的な行政運営を続けていくためには、これまで培ってきた知識経験を伝える職員の存在も必要不可欠である。

令和7年4月1日時点で行政職給料表（一）において最高号給が適用されている職員の多くは1級職・2級職であり、特に2級職においては、約2割に上る職員が最高号給となっている。

任命権者においては、高位号給適用者の現状を踏まえた職の在り方について検討するとともに、知識経験が豊富な職員について、より上位の職で能力を活用できるようにするための主任職昇任選考や係長職昇任能力実証を行う必要がある。

(3) 管理職・係長職の育成、女性活躍の推進

複雑化・多様化する行政課題に対応していくためには、組織をけん引する役割を担う管理職・係長職の存在が欠かせない。また、昨今、職員の労働に対する価値観が多様化していることから、求められる管理職・係長職のマネジメントの在り方も変容しており、その役割は一層重要性を増している。

管理職については、職員の年齢構成の偏りや役職定年制の影響により、安定的な確保が継続的な課題となっている。管理職選考種別Ⅰ類の申込率はこの10年、4.4%から5.0%の間で推移しているため、昇任への不安を解消する取組や受験勧奨を推進し、受験者の確保に積極的に取り組んでいく必要がある。また、指名制による管理職選考種別Ⅱ類については、種別Ⅰ類とのバランスを考慮し、引き続き、公平及び公正な選考を実施されたい。

また、管理職の確保に向けては、その前段階である係長職の確保が大前提となるため、ジョブローテーションや上位職層によるOJT等、早期の段階から計画的・組織的に人材育成を行う必要がある。

女性活躍の推進については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の有効期限が延長され、関係会議の中では、現在も固定的な性別役割分担意識が根強いこと等が指摘されている。

特別区では、管理職に占める女性割合は18%、係長職に占める女性割合は47%となっている。また、事務職のみでみると、前者は16%、後者は33%となっており、管理職・係長職への女性登用は道半ばの状態といえる。人口減少社会の中で女性の活躍を引き出していくことは任命権者の責務であり、昇任意欲を阻害している要因を丁寧に確認し、その改善に向けた取組を行うことが必要不可欠である。

特に、昇任選考の対象時期は出産・育児期と重なることが多く、男性を含め意欲はあっても管理職・係長職への昇任をためらう職員は少なくない。そのため、任命権者においては、職員の性別や職責の重さにかかわらず仕事と家庭が両立できる職場の実現に向けて取組を進められたい。

女性活躍の推進は、任命権者が先頭に立って強力に進めていくことが非常に重要である。マネジメント職の魅力やステップアップすることによるやりがいを感じられる機会が身近にあれば、昇任に向けての一步を踏み出す契機につながるため、現場の管理職・係長職を通じたポジティブな発信について積極的に取り組まれたい。

これまで言及した様々な課題に対応していくためには、管理職・係長職の個人の資質や能力だけに頼るのではなく、その働き方や業務の在り

方を更に見直し、マネジメントが適切に行える人員配置をより一層推進する必要がある。なお、一部の任命権者においては、宿日直方法の見直しや業務へのA I活用等、管理職の負担軽減に取り組む動きもみられ、こうした体制整備も積極的に進めていく必要がある。

このように、時代に適応したマネジメント体制の確立に取り組むことは、管理職・係長職を担う職員の確保にもつながるものである。

(4) 高年齢層職員の能力及び経験の活用

公務員の定年引上げは、令和5年度から段階的に進められている。特別区では60歳以上の職員が全体の1割程度を占め、職員数・割合ともに増加している。高年齢層職員が意欲を維持し、その能力及び経験を存分に発揮していくには、本人の意向や職務経験に配慮した人員配置を行うことが大切であり、多くの区ではこうした配置が行われている。

定年引上げに伴い導入された管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）については、職員の降任によって区政運営に著しい支障が生ずる場合に限り、引き続き管理監督職として勤務させることができる特例任用の制度が設けられている。

この特例任用は、各区の職員構成等の状況に応じて本年度現在では21区で活用されている。引き続き任命権者においては、組織の新陳代謝を計画的に行うことにより組織全体としての活力を維持するという役職定年制の趣旨に従い、若手・中堅職員の活躍の機会を阻害することのないよう、適切な運用を図っていくことが求められる。

なお、特例任用には、職務の特殊性等特定の職員に着目した「勤務延長型特例任用」と、年齢別人員構成等の事情から欠員が生ずる複数の管理監督職に着目した「異動可能型特例任用」の2つがある。このうち「勤務延長型特例任用」については、もともと就いていた職に引き続き留任させることができる極めて特例的な制度となるため、任命権者においては、慎重かつ厳格な運用を行うことが不可欠である。

Ⅲ 勤務環境の整備等に関する意見

1 誰もが活躍できる勤務環境づくり

前述のとおり、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少により、労働力不足が深刻化し、人材確保競争は今後も激化していくことが見込まれる。また、仕事や生活に対する価値観が多様化している中で、出産や育児、介護といった事情で労働時間や場所に制約のある人が、自らのキャリアを諦めることがないよう、社会全体で支援に向けた取組が進んでいる。

特別区においても、誰もが活躍できる勤務環境の実現に向け、個々の職員の事情に合わせて可能な限り柔軟に働き方を選択することができる職場環境の整備を進めていく必要がある。加えて、業務プロセスの見直しやメンタルヘルス対策の推進により、職員一人ひとりの負担感を軽減させるとともに、職員の健康管理を徹底していくことが求められる。

仕事と生活の両立支援を進め、ハラスメントのない職場を実現することで、職員が自らの能力を最大限発揮することができ、働きがいや意欲を高めることにつながる。A I やデジタル技術の活用といったD X の推進により、組織全体の効率性・生産性が向上し、ひいては区民サービスの向上にも資する。また、このことは、特別区の魅力を高め、先に言及した有為な人材の確保・定着、職員の離職防止に寄与する。

持続可能な公共サービス提供の基盤となるのは、職員であり、人である。全ての職員が心身ともに健康で、意欲的に働き続けてもらうことが極めて重要である。任命権者においては、人的資本への投資を惜しむことなく、「職員のやりがいや意欲を高める環境づくり」及び「魅力ある職場の基礎となる勤務環境づくり」に努められたい。

(1) 職員のやりがいや意欲を高める環境づくり

① 勤務環境の制度・整備等

仕事や生活に対する価値観が多様化している中、職員が意欲的に働くことのできる組織運営を実現するためには、個々の事情に応じて働き方を柔軟に選択できる勤務環境を整備していくことが重要である。

特別区においては、テレワークを導入している区は15区、試行実施をしている区は7区と、多くの区でテレワークの利用が進んでいる。

引き続き各職場の業務実態に合わせて、対象職員や利用場所の拡大等を検討するとともに、制度の適切な運用を図られたい。

また、フレックスタイム制について、特別区で制度を導入した区は2区となっている。国家公務員では本年の4月から、制度の柔軟化のため、勤務時間を割り振らない日を週1日以上設定できる職員の範囲の拡大が実施されたことを踏まえ、任命権者においては、すでに導入している区や他の地方公共団体、民間企業の事例を参考にしつつ、課題の整理をより一層進めていく必要がある。

テレワークの活用拡大やフレックスタイム制導入の検討に当たっては、業務効率を損なうことのないよう十分に配慮しながら、業務の見直しも併せて行うことが重要である。働き方の選択肢の一つとして、組織の効率性・生産性を高め、区民サービスの向上に資するように、職場実態に合わせた整備に向けて制度の検討を進められたい。

② 仕事と生活の両立支援

本委員会ではこれまで、性別に関係なく仕事と生活を両立できる勤務環境の整備を進めるため、男性職員の育児休業の取得及び取得期間の長期化について言及してきたところである。令和6年度の男性職員の育児休業取得率は、各区の取組により82.1%（前年度78.1%）まで上昇した。取得期間についても前年度と比較して長期化しているものの、約3割が1か月以下であり、6月以上の取得者が9割を超える女性職員と比較して短いものとなっている。全ての職員が希望する期間の育児休業を取得できるような環境を実現するため、任期付職員等代替職員の弾力的な人員配置の実施や全職員に向けた情報発信等の取組を進められたい。

昨年5月、民間労働法制の改正に伴う国家公務員の諸制度の改正を踏まえ、特別区においても、仕事と介護の両立支援制度の強化措置を講ずる規定整備や、子の年齢に応じた柔軟な働き方の措置の拡充を行い、本年の10月より部分休業の新しい取得形態が設けられた。また、仕事と育児の両立・調和を推進することを目的として新設された子育て部分休暇については、多くの区で導入がされている。

各区では現在、仕事と育児・介護の両立支援制度の周知に取り組まれているところだが、法改正の内容を踏まえ、取組の徹底を図られたい。また、組織管理を任されている管理職においても、両立支援制度への理解を深めることが重要である。管理職への研修等、組織全体で支援体制を整え、職員の不安解消に努められたい。

さらに、ライフステージの変化によって育児・介護等多様な事情を抱えた職員が職場で活躍していくためには、休暇制度を充実することはもちろん、職場全体で制度を利用しやすくするための環境づくりが不可欠である。仕事と生活の両立をより一層充実させるため、任命権者においては制度の理解促進や意識の醸成に取り組まれたい。

(2) 魅力ある職場の基礎となる勤務環境づくり

① 長時間労働の是正

長時間労働は、職員の心身の健康保持だけではなく、有為な人材の確保の観点からも直ちに改善すべき喫緊の課題である。特に、超過勤務が月100時間以上となる働き方は、極めて限定的なものでなければならぬところ、特別区において月100時間以上の超過勤務を行った職員の延べ人数は、令和5年度 1,086 人から令和6年度 1,422 人へと大きく増加している。

任命権者においては、こうした事態の改善に向け、超過勤務に係る要因の整理・分析・検証を実施し、その結果を踏まえ、業務分担や事務事業の見直し、D Xの推進、業務量に応じた人員の配置について検討するなどの方策を駆使し、超過勤務の縮減に努められたい。

また、教職員についても、長時間勤務の是正・解消は喫緊の課題である。「経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和7年6月13日閣議決定）」においては、「2029年度までを緊急改革期間と位置づけ時間外・在校等時間の月30時間程度への縮減を目標」とし、「学校・教師の担う業務の適正化やD Xによる業務効率化」に「取り組む」とされている。

各区教育委員会においては、今後の国の動向を注視し、教職員を取り巻く環境の整備に向け、実効性の伴う対策を講じられたい。

労働安全衛生法は、長時間労働により疲労の蓄積した労働者に対し、医師による面接指導の実施を事業者に義務付けている。任命権者においては、職員の脳・心臓疾患等の健康障害の発症を予防するため、面接指導の確実な実施に取り組まれない。

特別区における年次有給休暇の一人当たりの平均取得日数は年 16.5 日となっているが、民間企業の使用者に義務付けられている「1 日及び半日を単位とした年 5 日」に達しない職員が一定数存在するため、未達成職員の確実な取得を促進されたい。

② メンタルヘルス対策の推進

特別区においては、引き続いて 1 か月以上の期間、病気休暇取得又は休職した者 3,651 人のうち、心の健康問題による者は 2,289 人に上る。このうち、30 歳台までが 1,317 人と 6 割近くを占めている。この点につき、本年 3 月に地方公務員災害補償基金が取りまとめた「令和 6 年度 地方公務員のメンタルヘルス対策の推進に関する研究会報告書」によると、「若年層職員は、新しい職場環境、業務内容、学生時代からの環境変化、職場での人間関係など様々なストレス要因がある。情報不足のまま周囲に相談せずにメンタルヘルス不調をきたすおそれがあり、できるだけ早期の情報提供や働きかけが重要。特に学生から社会人への移行期には、環境が大きく変わるため、研修の充実、上司・同僚とのつながりの構築、OJT の活用など手厚いサポートが必要。」としている。

また、特別区においては、昨年度にメンタルヘルス不調により病気休暇取得又は休職した主な理由として「職場内の対人関係」を挙げた区が 22 区と最も多く、次に「異動・昇任」の 12 区、「元々の精神疾患の悪化」の 11 区と続いている。

以上の状況から、メンタルヘルス対策においては、職場の責任者である管理職の役割が重要であり、職員の言動の変化への気付き、積極的な声掛け、職員からの相談等、メンタルヘルス不調の早期発見・早期対応が円滑に行われる必要がある。また、産業医や保健師等の産業保健スタッフの専門性を活用し、連携して対策に取り組むことも重要

である。メンタルヘルスケアの教育研修・情報提供や職員からの相談、職場復帰プログラムの作成、職場の体制の助言等、管理職と連携しながら具体的な支援を行うことが有効である。さらに、現場の責任者が一人で事案を抱え込むことのないよう、人事担当部門や他の管理職と適時に連携できる体制づくりも重要である。

任命権者においては、管理職が必要な知識を習得し、自身のメンタルヘルス対策に取り組むとともに、職場での対応力向上に向け、特別区職員研修所における職層研修の活用や、各区においても定期的・計画的な研修を継続して実施されたい。

また、各職員のセルフケアが機能することは未然防止対策として効果的と考えられることから、任命権者においては、メンタルヘルスの基礎知識やストレス対処法等を習得するための研修について検討されたい。

③ ハラスメントの根絶

ハラスメントは、職場の人間関係を悪化させるばかりではなく、職員個人の尊厳や人格を不当に傷つける行為であり、全ての職場において一切あってはならない。

本年4月に総務省が取りまとめた「地方公共団体における各種ハラスメントに関する職員アンケート調査」の結果から、「コミュニケーションが多い／活発である」ことが、ハラスメントが起こりにくい職場の特徴として挙げられている。職場における活発なコミュニケーションは、ハラスメントが発生する要因の解消につながることから、職員個人のコミュニケーション能力の向上を図ることが重要である。

任命権者においては、風通しの良い職場環境やハラスメントのない職場の実現に向けた取組を強力に推進されたい。

また、相談窓口は全区で設置されているが、区の外部に相談窓口が設置されている区は10区であった。相談窓口の担当が区の職員の場合には、相談しづらいことも考えられるため、任命権者においては、区の外部にも相談窓口を設置するなど、相談体制の拡充に努められたい。

さらに、本年4月には、東京都カスタマー・ハラスメント防止条例

の施行、6月には、事業主にカスタマー・ハラスメントを防止するために必要な措置を講ずることを義務付けた「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部を改正する法律」が成立した。多くの窓口職場で区民等に直接行政サービスを提供している特別区においては、カスタマー・ハラスメントは切実な課題である。任命権者においては、ハラスメントの根絶に積極的に取り組まれない。

2 区民からの信頼の確保

職員が厳正な服務規律と高い倫理観を保持しつつ、職務に従事することは、区民からの信頼を確保する上で、基本となる。

しかしながら、窃盗・痴漢・入札情報の漏洩等の信頼を裏切る不祥事が一定数発生している。特別区における懲戒処分の件数は、通勤手当の不正受給、欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等をはじめ、増加傾向にある。

これは、不正を端緒とする一斉調査の実施等、チェック体制や勤怠管理を強化した結果とも解されるが、このような不祥事の早期発見・早期対応と併せて、実効的な再発防止策を講ずることが大切である。

この点について、現状では、多くの区で、不祥事の原因の把握や分析、不祥事に係る事務手続の見直し等には取り組んでいる一方、講じた再発防止策の検証や評価まで行っている区は少なく、振り返りを行う必要がある。例えば、事務手続を見直したのであれば、見直しによって、リスクが想定どおりに低減されているかを確認したり、不祥事について庁内で共有するだけでなく、職員間で話し合い、倫理観の保持について確認する機会を持つなど、定期的に振り返りを行うことは欠かせない。任命権者においては、再発防止策にPDCAサイクルの視点を取り入れるなど、再発防止策が実効的に機能するよう取り組まれない。

また、本委員会では、不祥事の発生を防止する職場環境づくりのための管理職に対する研修の必要性について、繰り返し言及しているところであるが、引き続き未実施の区が散見される。不祥事の再発防止には、管理職の問題意識が欠かせない。問題意識がなければ不祥事のリスクに着眼する

こともできず、実効性のある再発防止策を講ずることはおぼつかない。仮に、再発防止策を講じ、その効果の検証を行ったとしても、問題意識がなければ、形式的な確認に終始し、実りあるものにならない可能性も高い。管理職に対する研修は、このような問題意識の醸成に貢献するものと思われる。

職員による不祥事は、区民からの信頼を裏切るだけでなく、その職員の人生をも左右し得る。以上の一連の取組を実施していない任命権者においては、職員が厳正な服務規律と高い倫理観を保持し、職務を全うできるよう、速やかにその取組を進められたい。

ところで、職員が区民からの信頼を確保するに当たり、高い倫理観の下、服務規律を厳格に遵守することは、もとより重要なことではあるが、これに尽きるものではない。

少子高齢化の進展、持続可能なまちづくりの必要等、地域課題が山積する特別区にあって、職員が住民全体の奉仕者であることを強く自覚し、取り組むべき課題や使命に対して真摯に取り組む姿勢を示すことは、何より区民からの信頼の確保に資する。また、こうした姿勢を示すことで、特別区への就職志望者が減少傾向にある中、公務に対する魅力を感じて特別区を志望する者が現れるなど、有為な人材を確保することにもつながり得る。

任命権者においては、職員が取り組むべき課題や使命を明らかにすることによって職員の行動方針を定め、その職務を価値付け、職員が働きがいを感じられる環境を整備していくこと等を通じて、住民全体の奉仕者として自ら考え行動できる職員を育成し、もって区民からの信頼の確保に努められたい。

IV 勧告実施の要請

本委員会の給与勧告は、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するためのものである。

議会及び区長におかれては、人事委員会勧告制度の意義に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別紙第 2

勸 告

本委員会は、各特別区における「職員の給与に関する条例」、「幼稚園教育職員の給与に関する条例」及び「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に定める職員の給与について、以下のとおり勧告する。

I 公民較差に基づく給与改定について

1 給料表

(1) 職員の給与に関する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例

現行の給料表を、別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

現行の給料表を、別記第 2 のとおり改定すること。

2 期末手当・勤勉手当

期末手当及び勤勉手当の支給月数を、職員の区分に応じて以下のとおり改定すること。

(1) 令和 7 年12月期の支給月数

① 別記第 1 に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち管理職員以外の職員

12月に支給される期末手当の支給月数を1.275月（定年前再任用短時間勤務職員については0.725月）、勤勉手当の支給月数を1.2月（定年前再任用短時間勤務職員については0.6月）とし、期末手当の年間支給月数を2.525月（定年前再任用短時間勤務職員については1.425月）とし、勤勉手当の年間支給月数を2.375月（定年前再任用短時間勤務職員については1.175月）とすること。

② 別記第 1 に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち管理職員

12月に支給される期末手当の支給月数を1.1月（定年前再任用短時間勤務職員については0.6375月）、勤勉手当の支給月数を1.375月（定年前再任用短時間勤務職員については0.6875月）とし、期末手当の年間

支給月数を 2.175 月（定年前再任用短時間勤務職員については1.25月）とし、勤勉手当の年間支給月数を2.725月（定年前再任用短時間勤務職員については1.35月）とすること。

③ 別記第 2 に掲げる給料表の適用を受ける職員（特定任期付職員）

12月に支給される期末手当の支給月数を1.025月、勤勉手当の支給月数を0.95月とし、期末手当の年間支給月数を2.025月とし、勤勉手当の年間支給月数を1.875月とすること。

(2) 令和 8 年 6 月期以降の支給月数

① 別記第 1 に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち管理職員以外の職員

6 月及び12月に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ1.2625月（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ0.7125月）とし、6 月及び12月に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.1875月（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ0.5875月）とすること。

② 別記第 1 に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち管理職員

6 月及び12月に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ1.0875月（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ0.625月）とし、6 月及び12月に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.3625月（定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ0.675月）とすること。

③ 別記第 2 に掲げる給料表の適用を受ける職員（特定任期付職員）

6 月及び12月に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ1.0125月とし、6 月及び12月に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.9375月とすること。

3 改定の実施時期

この改定は、令和 7 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、2 の(1)についてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から、2 の(2)については

令和８年４月１日から実施すること。

Ⅱ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に伴う改正について

１ 給料表

I の 1 の(1)による改定後の行政職給料表（一）、医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）を別記第３のとおり改定すること。

新給料表への切替えは、別記第４の切替要領によること。

２ 改正の実施時期

この改正は、令和８年４月１日から実施すること。

別記第 1

行政職給料表（一）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	196,600	245,300	268,800	292,300	320,000	396,500
	2	197,500	246,200	270,200	294,200	322,200	399,100
	3	198,400	247,100	271,600	296,100	324,400	401,700
	4	199,300	248,100	273,000	298,000	326,600	404,300
	5	200,300	249,100	274,500	300,000	328,900	407,000
	6	201,300	250,200	276,100	301,900	331,100	409,700
	7	202,200	251,300	277,700	303,800	333,400	412,400
	8	203,100	252,400	279,300	305,800	335,700	415,200
	9	204,000	253,600	281,000	307,800	338,000	418,000
	10	205,000	254,800	282,700	309,700	340,400	420,800
	11	206,100	256,000	284,500	311,700	342,700	423,600
	12	207,100	257,200	286,300	313,700	345,100	426,400
	13	208,100	258,400	288,100	315,700	347,400	429,200
	14	209,300	259,700	289,900	317,700	349,800	432,000
	15	210,500	261,000	291,700	319,700	352,100	434,800
	16	211,700	262,300	293,600	321,700	354,500	437,600
	17	213,000	263,700	295,500	323,600	356,800	440,500
	18	214,400	265,100	297,300	325,500	359,200	443,400
	19	216,000	266,500	299,200	327,500	361,600	446,300
	20	217,600	267,900	301,100	329,500	363,900	449,200
	21	219,200	269,400	303,000	331,500	366,200	452,100
	22	220,800	270,900	304,800	333,500	368,700	455,100
	23	222,400	272,400	306,700	335,400	371,100	458,200
	24	224,000	273,900	308,600	337,400	373,500	461,200
	25	225,600	275,400	310,500	339,400	375,800	464,200
	26	227,300	276,900	312,800	341,800	378,200	466,900
	27	229,000	278,400	315,200	344,300	380,600	469,700
	28	230,700	279,900	317,600	346,800	383,000	472,400
	29	232,000	281,500	320,000	349,300	385,600	475,000
	30	232,900	283,600	321,900	351,400	388,400	477,600
	31	233,600	285,700	323,700	353,500	391,200	480,100
	32	234,300	287,800	325,500	355,500	394,000	482,500
	33	235,000	290,000	327,300	357,500	396,800	484,700
	34	235,800	291,400	329,100	359,500	399,300	486,800
	35	236,600	292,800	330,800	361,500	401,500	488,800
	36	237,500	294,200	332,500	363,500	403,800	490,900
	37	238,400	295,700	334,200	365,500	406,100	492,800
	38	239,300	297,100	336,000	367,500	408,400	494,500
	39	240,300	298,500	337,700	369,500	410,700	496,100
	40	241,200	299,900	339,400	371,400	412,900	497,700

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	41	242,300	301,200	341,100	373,300	415,000	499,200
	42	243,400	302,500	342,800	375,200	417,300	500,700
	43	244,600	303,800	344,500	377,100	419,400	502,100
	44	245,800	305,100	346,200	378,900	421,500	503,500
	45	247,100	306,400	347,800	380,700	423,600	504,800
	46	248,200	307,600	349,400	382,500	425,500	506,200
	47	249,300	308,900	351,000	384,300	427,400	507,400
	48	250,500	310,100	352,700	386,100	429,200	508,600
	49	251,800	311,400	354,400	387,900	431,000	509,700
	50	252,900	312,700	356,000	389,700	432,600	510,900
	51	254,000	313,900	357,600	391,600	434,100	511,900
	52	255,200	315,100	359,200	393,300	435,400	512,900
	53	256,400	316,300	360,900	395,000	436,700	513,900
	54	257,500	317,500	362,500	396,700	438,100	514,800
	55	258,600	318,700	364,200	398,400	439,300	515,700
	56	259,800	319,900	365,800	399,900	440,300	516,600
	57	261,000	321,100	367,300	401,400	441,400	517,400
	58	262,100	322,300	368,900	402,900	442,500	518,200
	59	263,200	323,400	370,400	404,400	443,500	519,000
	60	264,300	324,600	371,900	405,900	444,400	519,700
	61	265,400	325,800	373,500	407,300	445,200	520,400
	62	266,500	327,000	375,100	408,600	446,000	521,100
	63	267,600	328,200	376,600	409,900	446,800	521,700
	64	268,700	329,400	378,100	411,100	447,600	522,300
	65	269,800	330,500	379,600	412,200	448,300	522,900
	66	270,900	331,700	381,100	413,200	449,000	523,500
	67	272,000	332,900	382,600	414,200	449,800	524,000
	68	273,100	334,100	384,000	415,200	450,500	524,500
	69	274,200	335,200	385,400	416,200	451,100	525,000
	70	275,300	336,400	386,700	417,000	451,800	525,500
	71	276,400	337,600	388,000	417,900	452,400	526,000
	72	277,500	338,700	389,200	418,700	453,000	526,500
	73	278,600	339,900	390,300	419,500	453,500	527,000
	74	279,700	341,000	391,300	420,200	454,000	527,500
	75	280,800	342,100	392,300	420,900	454,500	528,000
	76	281,900	343,100	393,200	421,600	455,100	528,500
	77	283,000	344,100	394,200	422,300	455,700	529,000
	78	284,100	345,100	395,100	422,900	456,300	529,500
	79	285,200	346,000	396,000	423,600	456,900	530,000
	80	286,300	346,900	396,700	424,200	457,300	530,500

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	81	287,300	347,600	397,500	424,800	457,800	531,000
	82	288,400	348,400	398,300	425,300	458,300	531,500
	83	289,500	349,100	399,000	425,800	458,800	532,000
	84	290,500	349,800	399,600	426,300	459,300	532,500
	85	291,600	350,300	400,300	426,800	459,800	533,000
	86	292,700	350,900	400,900	427,200	460,300	533,500
	87	293,800	351,500	401,500	427,700	460,700	534,000
	88	294,800	352,000	402,000	428,200	461,200	534,500
	89	295,900	352,600	402,500	428,600	461,700	535,000
	90	297,000	353,200	403,000	429,100	462,200	
	91	298,000	353,800	403,500	429,600	462,700	
	92	299,100	354,300	404,000	430,000	463,200	
	93	300,200	354,800	404,500	430,400	463,600	
	94	301,300	355,300	405,000	430,900	464,100	
	95	302,400	355,800	405,500	431,400	464,600	
	96	303,400	356,300	406,000	431,800	465,100	
	97	304,400	356,800	406,400	432,200	465,600	
	98	305,500	357,200	406,800	432,600	466,100	
	99	306,600	357,700	407,300	433,000	466,600	
	100	307,700	358,200	407,800	433,400	467,100	
	101	308,600	358,700	408,300	433,800	467,600	
	102	309,600	359,100	408,800	434,200	468,100	
	103	310,600	359,600	409,300	434,600	468,600	
	104	311,500	360,100	409,700	435,000	469,100	
	105	312,400	360,600	410,100	435,400	469,600	
	106	313,300	361,000	410,500	435,800	470,100	
	107	314,200	361,400	410,900	436,200	470,600	
	108	315,100	361,800	411,300	436,600	471,100	
	109	315,900	362,200	411,700	437,000	471,600	
	110	316,700	362,600	412,100	437,400		
	111	317,400	363,000	412,500	437,800		
	112	318,100	363,400	412,900	438,200		
	113	318,700	363,800	413,300	438,600		
	114	319,400	364,200	413,700	439,000		
	115	320,000	364,600	414,100	439,400		
	116	320,600	365,000	414,500	439,800		
	117	321,100	365,400	414,900	440,200		
	118	321,600	365,800	415,300	440,600		
	119	322,000	366,200	415,700	441,000		
	120	322,400	366,600	416,100	441,400		

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	121	322,700	367,000	416,500	441,800		
	122	323,100		416,900	442,200		
	123	323,500		417,300	442,600		
	124	323,900		417,700	443,000		
	125	324,300		418,100	443,400		
	126	324,600		418,500	443,800		
	127	325,000		418,900	444,200		
	128	325,400		419,300	444,600		
	129	325,800		419,700	445,000		
	130	326,200		420,100			
	131	326,600		420,500			
	132	327,000		420,900			
	133	327,300		421,300			
	134	327,700					
	135	328,000					
	136	328,300					
	137	328,600					
	138	328,900					
	139	329,200					
	140	329,500					
	141	329,800					
	142	330,100					
	143	330,400					
	144	330,700					
	145	331,000					
	146	331,300					
	147	331,600					
	148	331,900					
	149	332,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		209,700	246,200	286,500	306,100	331,100	401,000

医療職給料表（一）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	260,000	363,500	445,000
	2	262,400	366,900	447,800
	3	264,700	370,700	450,600
	4	266,700	374,100	453,400
	5	269,000	377,800	456,400
	6	271,400	381,300	459,100
	7	273,300	385,000	461,900
	8	275,900	388,300	464,600
	9	278,200	392,100	467,300
	10	281,100	396,200	470,000
	11	284,200	400,300	472,700
	12	287,100	404,300	475,400
	13	290,200	408,200	478,200
	14	294,300	412,000	480,900
	15	298,300	415,700	483,700
	16	302,000	419,300	486,300
	17	305,700	422,900	488,800
	18	309,300	425,700	491,300
	19	312,600	428,300	494,100
	20	316,200	430,800	496,700
	21	319,800	433,500	499,400
	22	323,100	436,000	502,100
	23	326,300	438,700	504,700
	24	329,400	441,100	507,100
	25	332,500	443,300	509,900
	26	335,800	445,600	512,500
	27	338,700	447,900	514,800
	28	342,000	450,300	517,200
	29	345,100	452,900	519,700
	30	348,300	455,000	522,100
	31	351,400	457,600	524,100
	32	354,700	460,000	526,300
	33	357,400	462,300	528,400
	34	360,700	464,700	530,700
	35	363,500	466,600	532,900
	36	366,200	468,500	535,300
	37	369,400	470,400	537,100
	38	372,600	472,200	538,900
	39	375,900	474,500	540,900
	40	378,300	476,400	542,800

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	41	380,900	478,400	545,000
	42	383,600	480,200	546,300
	43	386,100	482,100	547,900
	44	388,100	483,700	549,600
	45	390,300	485,300	551,300
	46	392,600	487,000	552,300
	47	395,100	488,500	553,600
	48	397,400	490,000	554,700
	49	399,400	491,500	556,000
	50	400,800	492,800	557,200
	51	401,800	494,100	558,400
	52	403,000	495,300	559,500
	53	404,100	496,400	560,600
	54	405,300	497,400	561,600
	55	406,600	498,200	562,600
	56	407,800	499,000	563,500
	57	408,800	499,900	564,400
	58	410,200	500,500	565,300
	59	410,900	501,500	566,200
	60	411,900	502,500	567,200
	61	412,500	503,300	568,200
	62	413,200	503,900	569,100
	63	413,700	504,700	570,200
	64	414,400	505,500	571,200
	65	415,100	506,000	572,200
	66	415,700	506,800	573,200
	67	416,100	507,400	574,200
	68	416,800	508,100	575,200
	69	417,200	508,600	576,200
	70	417,600	509,100	577,200
	71	418,200	509,400	578,200
	72	418,800	509,900	579,100
	73	419,200	510,400	580,100
	74	419,600	510,900	581,100
	75	420,000	511,300	582,000
	76	420,600	511,700	582,900
	77	421,100	512,100	583,900
	78	421,500	512,400	584,800
	79	422,000	512,800	585,700
	80	422,400	513,300	586,600

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	81	423,000	513,800	587,500
	82	423,300	514,200	588,300
	83	423,600	514,600	589,200
	84	424,100	515,100	590,000
	85	424,900	515,700	590,800
	86	425,300	516,300	591,600
	87	425,900	516,800	592,400
	88	426,500	517,200	593,100
	89	426,800	517,700	593,900
	90	427,200	518,300	594,600
	91	427,700	518,800	595,400
	92	428,100	519,300	596,200
	93	428,500	519,800	596,900
	94	428,800	520,400	597,700
	95	429,200	520,900	598,400
	96	429,700	521,400	599,100
	97	430,200	521,900	599,800
	98	430,600	522,400	600,500
	99	431,100	522,900	601,200
	100	431,500	523,500	601,900
	101	431,900	524,000	602,600
	102	432,300	524,500	603,400
	103	432,700	525,000	604,000
	104	433,200	525,600	604,600
	105	433,700	526,100	605,400
	106	434,200		606,100
	107	434,700		606,900
	108	435,200		607,600
	109	435,600		608,200
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 312,600	円 377,200	円 441,400

医 療 職 給 料 表 (二)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	197,300	246,700	269,300	292,800	320,000
	2	198,300	247,600	270,700	294,500	322,200
	3	199,300	248,500	272,100	296,300	324,400
	4	200,200	249,500	273,500	298,100	326,600
	5	201,200	250,500	275,000	300,100	328,900
	6	202,300	251,500	276,600	302,000	331,100
	7	203,300	252,500	278,200	303,900	333,400
	8	204,300	253,500	279,800	305,900	335,700
	9	205,300	254,500	281,500	307,900	338,000
	10	206,500	255,600	283,200	309,800	340,400
	11	207,700	256,700	285,000	311,800	342,700
	12	208,800	257,800	286,700	313,800	345,100
	13	209,900	258,900	288,400	315,800	347,400
	14	211,100	260,100	290,100	317,800	349,800
	15	212,300	261,400	291,900	319,800	352,100
	16	213,600	262,700	293,800	321,800	354,500
	17	215,000	264,100	295,700	323,700	356,800
	18	216,500	265,500	297,500	325,600	359,200
	19	218,100	266,900	299,400	327,600	361,600
	20	219,700	268,300	301,300	329,600	363,900
	21	221,300	269,800	303,200	331,600	366,200
	22	222,800	271,300	305,000	333,600	368,700
	23	224,300	272,800	306,900	335,500	371,100
	24	225,800	274,300	308,800	337,500	373,500
	25	227,200	275,800	310,700	339,500	375,800
	26	228,700	277,300	313,000	341,900	378,200
	27	230,200	278,800	315,400	344,400	380,600
	28	231,800	280,300	317,800	346,900	383,000
	29	233,100	281,900	320,200	349,400	385,600
	30	234,000	284,000	322,000	351,500	388,400
	31	234,800	286,100	323,700	353,600	391,200
	32	235,600	288,200	325,500	355,600	394,000
	33	236,500	290,300	327,400	357,600	396,800
	34	237,400	291,600	329,100	359,600	399,300
	35	238,300	293,000	330,800	361,600	401,500
	36	239,300	294,400	332,500	363,600	403,800
	37	240,200	295,900	334,300	365,600	406,100
	38	241,000	297,300	336,000	367,600	408,400
	39	241,900	298,600	337,700	369,500	410,700
	40	242,900	299,900	339,400	371,400	412,900

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	41	243,900	301,300	341,100	373,300	415,000
	42	244,800	302,500	342,800	375,200	417,300
	43	245,800	303,800	344,500	377,100	419,400
	44	246,800	305,100	346,200	378,900	421,500
	45	247,700	306,500	347,800	380,700	423,600
	46	248,900	307,700	349,400	382,500	425,500
	47	250,100	309,000	351,000	384,300	427,400
	48	251,300	310,200	352,700	386,100	429,200
	49	252,700	311,500	354,400	387,900	431,000
	50	254,000	312,800	356,000	389,700	432,600
	51	255,200	314,000	357,600	391,600	434,100
	52	256,400	315,200	359,200	393,300	435,400
	53	257,600	316,400	360,900	395,000	436,700
	54	258,800	317,500	362,500	396,700	438,100
	55	259,800	318,700	364,200	398,400	439,300
	56	261,000	319,900	365,800	399,900	440,300
	57	262,100	321,100	367,300	401,400	441,400
	58	263,300	322,300	368,900	402,900	442,500
	59	264,400	323,400	370,400	404,400	443,500
	60	265,400	324,600	371,900	405,900	444,400
	61	266,400	325,800	373,500	407,300	445,200
	62	267,600	327,000	375,100	408,600	446,000
	63	268,600	328,200	376,600	409,900	446,800
	64	269,600	329,400	378,100	411,100	447,600
	65	270,700	330,500	379,600	412,200	448,300
	66	271,900	331,700	381,100	413,200	449,000
	67	272,900	332,900	382,600	414,200	449,800
	68	274,000	334,100	384,000	415,200	450,500
	69	275,000	335,200	385,400	416,200	451,100
	70	276,100	336,400	386,700	417,000	451,800
	71	277,100	337,600	388,000	417,900	452,400
	72	278,200	338,700	389,200	418,700	453,000
	73	279,300	339,900	390,300	419,500	453,500
	74	280,500	341,000	391,300	420,200	454,000
	75	281,500	342,100	392,300	420,900	454,500
	76	282,600	343,100	393,200	421,600	455,100
	77	283,600	344,100	394,200	422,300	455,700
	78	284,800	345,100	395,100	422,900	456,300
	79	285,900	346,000	396,000	423,600	456,900
	80	286,900	346,900	396,700	424,200	457,300

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	81	287,800	347,600	397,500	424,800	457,800
	82	288,800	348,400	398,300	425,300	458,300
	83	289,800	349,100	399,000	425,800	458,800
	84	290,800	349,800	399,600	426,300	459,300
	85	292,000	350,300	400,300	426,800	459,800
	86	293,100	350,900	400,900	427,200	460,300
	87	294,100	351,500	401,500	427,700	460,700
	88	295,100	352,000	402,000	428,200	461,200
	89	296,200	352,600	402,500	428,600	461,700
	90	297,300	353,200	403,000	429,100	462,200
	91	298,200	353,800	403,500	429,600	462,700
	92	299,300	354,300	404,000	430,000	463,200
	93	300,400	354,800	404,500	430,400	463,600
	94	301,500	355,300	405,000	430,900	464,100
	95	302,500	355,800	405,500	431,400	464,600
	96	303,500	356,300	406,000	431,800	465,100
	97	304,500	356,800	406,400	432,200	465,600
	98	305,600	357,200	406,800	432,600	466,100
	99	306,700	357,700	407,300	433,000	466,600
	100	307,700	358,200	407,800	433,400	467,100
	101	308,600	358,700	408,300	433,800	467,600
	102	309,600	359,100	408,800	434,200	468,100
	103	310,600	359,600	409,300	434,600	468,600
	104	311,500	360,100	409,700	435,000	469,100
	105	312,400	360,600	410,100	435,400	469,600
	106	313,300	361,000	410,500	435,800	470,100
	107	314,200	361,400	410,900	436,200	470,600
	108	315,100	361,800	411,300	436,600	471,100
	109	315,900	362,200	411,700	437,000	471,600
	110	316,700	362,600	412,100	437,400	
	111	317,400	363,000	412,500	437,800	
	112	318,100	363,400	412,900	438,200	
	113	318,700	363,800	413,300	438,600	
	114	319,400	364,200	413,700	439,000	
	115	320,000	364,600	414,100	439,400	
	116	320,600	365,000	414,500	439,800	
	117	321,100	365,400	414,900	440,200	
	118	321,600		415,300		
	119	322,000		415,700		
	120	322,400		416,100		

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	121	322,700		416,500		
	122	323,100		416,900		
	123	323,500		417,300		
	124	323,900		417,700		
	125	324,300		418,100		
	126	324,600		418,500		
	127	325,000		418,900		
	128	325,400		419,300		
	129	325,800		419,700		
	130	326,200		420,100		
	131	326,600		420,500		
	132	327,000		420,900		
	133	327,300		421,300		
	134	327,700				
	135	328,000				
	136	328,300				
	137	328,600				
	138	328,900				
	139	329,200				
	140	329,500				
	141	329,800				
	142	330,100				
	143	330,400				
	144	330,700				
	145	331,000				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 212,300	円 248,000	円 286,300	円 305,700	円 331,100

医療職給料表（三）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	208,100	250,800	270,400	293,100	320,000
	2	209,400	251,400	271,700	294,900	322,200
	3	210,600	252,000	273,000	296,700	324,400
	4	211,800	252,600	274,300	298,400	326,600
	5	213,000	253,400	275,700	300,100	328,900
	6	214,300	254,100	277,200	302,000	331,100
	7	215,600	254,800	278,800	303,900	333,400
	8	216,800	255,600	280,400	305,900	335,700
	9	218,000	256,400	282,100	307,900	338,000
	10	219,300	257,200	283,800	309,900	340,400
	11	220,600	258,100	285,600	311,900	342,700
	12	221,900	259,000	287,300	314,000	345,100
	13	223,200	260,000	289,000	315,800	347,400
	14	224,400	261,200	290,700	318,000	349,800
	15	225,700	262,400	292,400	320,100	352,100
	16	226,900	263,700	294,300	322,000	354,500
	17	228,100	265,100	296,200	323,800	356,800
	18	229,200	266,500	298,000	325,900	359,200
	19	230,300	267,900	299,900	327,800	361,600
	20	231,400	269,200	301,700	329,600	363,900
	21	232,500	270,600	303,500	331,800	366,200
	22	234,100	272,000	305,300	333,900	368,700
	23	235,600	273,400	307,200	336,000	371,100
	24	237,100	274,900	309,100	338,100	373,500
	25	238,300	276,400	311,000	340,100	375,800
	26	238,900	277,900	313,300	342,500	378,200
	27	239,600	279,400	315,700	345,000	380,600
	28	240,200	280,800	318,100	347,500	383,000
	29	240,700	282,300	320,500	350,000	385,600
	30	241,200	284,500	322,300	352,000	388,400
	31	241,700	286,700	324,000	354,000	391,200
	32	242,400	288,800	325,800	356,000	394,000
	33	243,100	290,600	327,600	358,000	396,800
	34	243,600	292,000	329,400	360,000	399,300
	35	244,100	293,600	331,000	362,000	401,500
	36	244,700	295,200	332,600	364,000	403,800
	37	245,500	296,700	334,400	365,900	406,100
	38	246,200	298,100	336,000	367,800	408,400
	39	246,900	299,400	337,700	369,700	410,700
	40	247,700	300,700	339,500	371,600	412,900

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	41	248,700	301,900	341,200	373,500	415,000
	42	249,700	303,200	342,800	375,400	417,300
	43	250,700	304,400	344,500	377,200	419,400
	44	251,900	305,700	346,200	378,900	421,500
	45	253,100	306,900	347,900	380,700	423,600
	46	254,500	308,100	349,400	382,500	425,500
	47	255,900	309,300	351,000	384,300	427,400
	48	257,200	310,400	352,700	386,100	429,200
	49	258,300	311,700	354,400	387,900	431,000
	50	259,600	312,900	356,000	389,700	432,600
	51	260,600	314,100	357,600	391,600	434,100
	52	261,800	315,300	359,200	393,300	435,400
	53	262,800	316,400	360,900	395,000	436,700
	54	264,100	317,600	362,500	396,700	438,100
	55	265,300	318,700	364,200	398,400	439,300
	56	266,200	319,900	365,800	399,900	440,300
	57	267,100	321,100	367,300	401,400	441,400
	58	268,400	322,300	368,900	402,900	442,500
	59	269,500	323,400	370,400	404,400	443,500
	60	270,400	324,600	371,900	405,900	444,400
	61	271,400	325,800	373,500	407,300	445,200
	62	272,500	327,000	375,100	408,600	446,000
	63	273,500	328,200	376,600	409,900	446,800
	64	274,600	329,400	378,100	411,100	447,600
	65	275,700	330,500	379,600	412,200	448,300
	66	276,800	331,700	381,100	413,200	449,000
	67	277,900	332,900	382,600	414,200	449,800
	68	278,900	334,100	384,000	415,200	450,500
	69	280,000	335,200	385,400	416,200	451,100
	70	280,900	336,400	386,700	417,000	451,800
	71	281,900	337,600	388,000	417,900	452,400
	72	283,100	338,700	389,200	418,700	453,000
	73	284,300	339,900	390,300	419,500	453,500
	74	285,300	341,000	391,300	420,200	454,000
	75	286,200	342,100	392,300	420,900	454,500
	76	287,300	343,100	393,200	421,600	455,100
	77	288,500	344,100	394,200	422,300	455,700
	78	289,400	345,100	395,100	422,900	456,300
	79	290,400	346,000	396,000	423,600	456,900
	80	291,500	346,900	396,700	424,200	457,300

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	81	292,600	347,600	397,500	424,800	457,800
	82	293,600	348,400	398,300	425,300	458,300
	83	294,500	349,100	399,000	425,800	458,800
	84	295,600	349,800	399,600	426,300	459,300
	85	296,700	350,300	400,300	426,800	459,800
	86	297,700	350,900	400,900	427,200	460,300
	87	298,700	351,500	401,500	427,700	460,700
	88	299,800	352,000	402,000	428,200	461,200
	89	300,800	352,600	402,500	428,600	461,700
	90	301,700	353,200	403,000	429,100	462,200
	91	302,700	353,800	403,500	429,600	462,700
	92	303,700	354,300	404,000	430,000	463,200
	93	304,700	354,800	404,500	430,400	463,600
	94	305,700	355,300	405,000	430,900	464,100
	95	306,700	355,800	405,500	431,400	464,600
	96	307,700	356,300	406,000	431,800	465,100
	97	308,600	356,800	406,400	432,200	465,600
	98	309,600	357,200	406,800	432,600	466,100
	99	310,600	357,700	407,300	433,000	466,600
	100	311,500	358,200	407,800	433,400	467,100
	101	312,400	358,700	408,300	433,800	467,600
	102	313,300	359,100	408,800	434,200	468,100
	103	314,200	359,600	409,300	434,600	468,600
	104	315,100	360,100	409,700	435,000	469,100
	105	315,900	360,600	410,100	435,400	469,600
	106	316,700	361,000	410,500	435,800	470,100
	107	317,400	361,400	410,900	436,200	470,600
	108	318,100	361,800	411,300	436,600	471,100
	109	318,700	362,200	411,700	437,000	471,600
	110	319,400	362,600	412,100	437,400	
	111	320,000	363,000	412,500	437,800	
	112	320,600	363,400	412,900	438,200	
	113	321,100	363,800	413,300	438,600	
	114	321,600	364,200	413,700	439,000	
	115	322,000	364,600	414,100	439,400	
	116	322,400	365,000	414,500	439,800	
	117	322,700	365,400	414,900	440,200	
	118	323,100		415,300		
	119	323,500		415,700		
	120	323,900		416,100		

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	121	324,300		416,500		
	122	324,600		416,900		
	123	325,000		417,300		
	124	325,400		417,700		
	125	325,800		418,100		
	126	326,200		418,500		
	127	326,600		418,900		
	128	327,000		419,300		
	129	327,300		419,700		
	130	327,700		420,100		
	131	328,000		420,500		
	132	328,300		420,900		
	133	328,600		421,300		
	134	328,900				
	135	329,200				
	136	329,500				
定年前再任用短時間勤務職員	137	329,800				
	138	330,100				
	139	330,400				
	140	330,700				
	141	331,000				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 216,700	円 249,300	円 286,300	円 305,700	円 331,100

幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	222,000	298,200	341,400	376,000
	2	223,800	300,200	343,200	378,600
	3	225,600	302,100	345,100	381,200
	4	227,700	303,800	347,000	383,800
	5	229,900	305,900	348,900	386,400
	6	231,800	307,700	350,600	389,000
	7	233,700	309,100	352,700	391,500
	8	235,500	310,500	354,500	393,900
	9	237,800	312,200	356,400	396,300
	10	239,700	313,800	358,300	398,200
	11	241,700	315,500	360,300	400,100
	12	244,000	317,100	362,100	402,000
	13	245,800	318,500	363,900	404,100
	14	247,600	320,200	365,600	406,000
	15	249,300	322,000	367,600	407,700
	16	250,700	323,400	369,600	409,700
	17	252,300	324,800	371,600	411,800
	18	253,900	327,100	374,000	413,600
	19	255,100	329,400	376,500	415,200
	20	256,800	331,700	379,000	416,600
	21	258,000	334,000	381,500	418,300
	22	259,000	335,500	383,100	419,800
	23	260,200	337,400	385,000	421,200
	24	261,300	339,300	386,900	422,400
	25	262,600	341,100	388,700	423,700
	26	263,300	342,900	390,300	425,000
	27	264,600	344,500	392,100	426,200
	28	265,800	346,000	393,700	427,400
	29	267,100	347,800	395,300	428,500
	30	268,500	349,300	396,900	429,400
	31	269,500	350,900	398,400	430,400
	32	271,000	352,400	399,900	431,400
	33	272,300	354,100	401,500	432,300
	34	273,700	355,700	402,900	433,100
	35	274,900	357,400	404,400	434,000
	36	276,400	359,200	405,400	434,700
	37	277,600	360,400	406,400	435,400
	38	279,000	361,900	407,600	436,200
	39	280,200	363,500	408,600	436,800
	40	281,600	365,000	409,400	437,600

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	41	283,200	366,000	410,300	438,400
	42	284,400	367,300	411,200	439,100
	43	286,000	368,600	412,200	439,900
	44	287,500	369,700	413,000	440,600
	45	289,100	370,700	413,700	441,300
	46	290,600	371,900	414,300	441,900
	47	292,000	373,100	415,100	442,600
	48	293,500	374,200	415,800	443,200
	49	294,700	375,300	416,500	443,600
	50	296,200	376,400	417,100	444,300
	51	297,600	377,400	417,800	444,900
	52	299,000	378,500	418,600	445,400
	53	300,700	379,500	419,300	445,900
	54	302,000	380,500	420,100	446,500
	55	303,300	381,300	420,900	447,000
	56	305,000	382,200	421,600	447,600
	57	306,900	383,000	422,100	448,200
	58	308,800	383,800	422,800	448,700
	59	310,800	384,600	423,400	449,300
	60	312,700	385,400	424,100	449,900
	61	314,700	386,100	424,700	450,400
	62	316,200	386,900	425,300	450,900
	63	318,000	387,700	425,900	451,400
	64	319,700	388,300	426,500	452,000
	65	321,600	389,100	427,000	452,400
	66	323,100	389,900	427,500	452,900
	67	324,800	390,500	428,100	453,400
	68	326,300	391,300	428,700	453,800
	69	328,000	392,100	429,300	454,300
	70	329,600	392,700	429,800	454,800
	71	331,100	393,400	430,400	455,300
	72	332,600	394,300	431,000	455,800
	73	334,000	395,100	431,500	456,200
	74	335,500	395,800	432,100	456,700
	75	337,000	396,400	432,600	457,200
	76	338,600	397,100	433,200	457,700
	77	340,000	397,700	433,600	458,100
	78	341,400	398,300	434,100	458,500
	79	342,700	398,800	434,600	459,000
	80	344,000	399,400	435,100	459,500

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	81	345,300	400,000	435,500	460,000
	82	346,500	400,500	436,000	460,500
	83	347,700	401,100	436,500	461,000
	84	348,800	401,700	437,000	461,400
	85	350,000	402,300	437,400	461,900
	86	351,200	402,800	437,800	462,300
	87	352,500	403,300	438,300	462,700
	88	353,600	403,900	438,800	463,100
	89	354,700	404,400	439,300	463,400
	90	355,800	404,800	439,700	463,700
	91	357,000	405,400	440,200	464,100
	92	358,100	405,900	440,700	464,500
	93	359,100	406,400	441,100	464,900
	94	360,100	407,000	441,500	465,300
	95	361,000	407,500	441,900	465,700
	96	361,900	408,000	442,300	466,100
	97	362,900	408,400	442,700	466,400
	98	363,800	408,900	443,000	466,700
	99	364,600	409,400	443,400	467,100
	100	365,300	409,900	443,800	467,500
	101	366,000	410,400	444,200	467,900
	102	366,700	410,900	444,600	
	103	367,400	411,400	445,000	
	104	367,900	411,900	445,400	
	105	368,500	412,400	445,700	
	106	369,000	413,000	446,100	
	107	369,500	413,500	446,500	
	108	370,100	414,000	446,900	
	109	370,800	414,400	447,200	
	110	371,300	414,800	447,600	
	111	371,800	415,300	448,000	
	112	372,300	415,900	448,400	
	113	372,800	416,400	448,700	
	114	373,300	416,800		
	115	373,800	417,200		
	116	374,300	417,600		
	117	374,700	418,000		
	118	375,100	418,400		
	119	375,600	418,800		
	120	376,100	419,200		

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	121	376,600	419,600		
	122	377,100	420,000		
	123	377,600	420,400		
	124	378,000	420,800		
	125	378,400	421,200		
	126	378,700	421,600		
	127	379,100	422,000		
	128	379,500	422,400		
	129	379,800	422,700		
	130	380,000			
	131	380,400			
	132	380,800			
	133	381,300			
	134	381,600			
	135	382,000			
	136	382,400			
	137	382,800			
	138	383,200			
	139	383,600			
	140	384,000			
	141	384,300			
	142	384,700			
	143	385,100			
	144	385,400			
	145	385,900			
	146	386,300			
	147	386,700			
	148	387,100			
	149	387,500			
	150	387,900			
	151	388,300			
	152	388,700			
	153	389,100			
	154	389,500			
	155	389,900			
	156	390,300			
	157	390,700			
	158	391,100			
	159	391,500			
	160	391,900			

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	161	392,300			
	162	392,700			
	163	393,100			
	164	393,500			
	165	393,900			
	166	394,300			
	167	394,600			
	168	395,000			
	169	395,400			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 244,200	円 285,300	円 310,000	円 349,500

別記第 1 備考

行政職給料表（一）、医療職給料表（一）、医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）の備考は、現行のとおりとする。

別記第 2

特定任期付職員給料表

号 給	給料月額
	円
1	408,000
2	451,000
3	503,000
4	566,000
5	639,000
6	725,000
7	821,000

別記第 3

行政職給料表（一）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	196,600	245,300	268,800	292,300	396,800	497,700
	2	197,500	246,200	270,200	294,200	399,300	506,200
	3	198,400	247,100	271,600	296,100	401,500	513,900
	4	199,300	248,100	273,000	298,000	403,800	520,400
	5	200,300	249,100	274,500	300,000	406,100	526,500
	6	201,300	250,200	276,100	301,900	408,400	532,000
	7	202,200	251,300	277,700	303,800	410,700	536,900
	8	203,100	252,400	279,300	305,800	412,900	539,400
	9	204,000	253,600	281,000	307,800	415,000	541,400
	10	205,000	254,800	282,700	309,700	417,300	
	11	206,100	256,000	284,500	311,700	419,400	
	12	207,100	257,200	286,300	313,700	421,500	
	13	208,100	258,400	288,100	315,700	423,600	
	14	209,300	259,700	289,900	317,700	425,500	
	15	210,500	261,000	291,700	319,700	427,400	
	16	211,700	262,300	293,600	321,700	429,200	
	17	213,000	263,700	295,500	323,600	431,000	
	18	214,400	265,100	297,300	325,500	432,600	
	19	216,000	266,500	299,200	327,500	434,100	
	20	217,600	267,900	301,100	329,500	435,400	
	21	219,200	269,400	303,000	331,500	436,700	
	22	220,800	270,900	304,800	333,500	438,100	
	23	222,400	272,400	306,700	335,400	439,300	
	24	224,000	273,900	308,600	337,400	440,300	
	25	225,600	275,400	310,500	339,400	441,400	
	26	227,300	276,900	312,800	341,800	442,500	
	27	229,000	278,400	315,200	344,300	443,500	
	28	230,700	279,900	317,600	346,800	444,400	
	29	232,000	281,500	320,000	349,300	445,200	
	30	232,900	283,600	321,900	351,400	446,000	
	31	233,600	285,700	323,700	353,500	446,800	
	32	234,300	287,800	325,500	355,500	447,600	
	33	235,000	290,000	327,300	357,500	448,300	
	34	235,800	291,400	329,100	359,500	449,000	
	35	236,600	292,800	330,800	361,500	449,800	
	36	237,500	294,200	332,500	363,500	450,500	
	37	238,400	295,700	334,200	365,500	451,100	
	38	239,300	297,100	336,000	367,500	451,800	
	39	240,300	298,500	337,700	369,500	452,400	
	40	241,200	299,900	339,400	371,400	453,000	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	41	242,300	301,200	341,100	373,300	453,500	
	42	243,400	302,500	342,800	375,200	454,000	
	43	244,600	303,800	344,500	377,100	454,500	
	44	245,800	305,100	346,200	378,900	455,100	
	45	247,100	306,400	347,800	380,700	455,700	
	46	248,200	307,600	349,400	382,500	456,300	
	47	249,300	308,900	351,000	384,300	456,900	
	48	250,500	310,100	352,700	386,100	457,300	
	49	251,800	311,400	354,400	387,900	457,800	
	50	252,900	312,700	356,000	389,700	458,300	
	51	254,000	313,900	357,600	391,600	458,800	
	52	255,200	315,100	359,200	393,300	459,300	
	53	256,400	316,300	360,900	395,000	459,800	
	54	257,500	317,500	362,500	396,700	460,300	
	55	258,600	318,700	364,200	398,400	460,700	
	56	259,800	319,900	365,800	399,900	461,200	
	57	261,000	321,100	367,300	401,400	461,700	
	58	262,100	322,300	368,900	402,900	462,200	
	59	263,200	323,400	370,400	404,400	462,700	
	60	264,300	324,600	371,900	405,900	463,200	
	61	265,400	325,800	373,500	407,300	463,600	
	62	266,500	327,000	375,100	408,600	464,100	
	63	267,600	328,200	376,600	409,900	464,600	
	64	268,700	329,400	378,100	411,100	465,100	
	65	269,800	330,500	379,600	412,200	465,600	
	66	270,900	331,700	381,100	413,200	466,100	
	67	272,000	332,900	382,600	414,200	466,600	
	68	273,100	334,100	384,000	415,200	467,100	
	69	274,200	335,200	385,400	416,200	467,600	
	70	275,300	336,400	386,700	417,000	468,100	
	71	276,400	337,600	388,000	417,900	468,600	
	72	277,500	338,700	389,200	418,700	469,100	
	73	278,600	339,900	390,300	419,500	469,600	
	74	279,700	341,000	391,300	420,200	470,100	
	75	280,800	342,100	392,300	420,900	470,600	
	76	281,900	343,100	393,200	421,600	471,100	
	77	283,000	344,100	394,200	422,300	471,600	
	78	284,100	345,100	395,100	422,900		
	79	285,200	346,000	396,000	423,600		
	80	286,300	346,900	396,700	424,200		

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	81	287,300	347,600	397,500	424,800		
	82	288,400	348,400	398,300	425,300		
	83	289,500	349,100	399,000	425,800		
	84	290,500	349,800	399,600	426,300		
	85	291,600	350,300	400,300	426,800		
	86	292,700	350,900	400,900	427,200		
	87	293,800	351,500	401,500	427,700		
	88	294,800	352,000	402,000	428,200		
	89	295,900	352,600	402,500	428,600		
	90	297,000	353,200	403,000	429,100		
	91	298,000	353,800	403,500	429,600		
	92	299,100	354,300	404,000	430,000		
	93	300,200	354,800	404,500	430,400		
	94	301,300	355,300	405,000	430,900		
	95	302,400	355,800	405,500	431,400		
	96	303,400	356,300	406,000	431,800		
	97	304,400	356,800	406,400	432,200		
	98	305,500	357,200	406,800	432,600		
	99	306,600	357,700	407,300	433,000		
	100	307,700	358,200	407,800	433,400		
	101	308,600	358,700	408,300	433,800		
	102	309,600	359,100	408,800	434,200		
	103	310,600	359,600	409,300	434,600		
	104	311,500	360,100	409,700	435,000		
	105	312,400	360,600	410,100	435,400		
	106	313,300	361,000	410,500	435,800		
	107	314,200	361,400	410,900	436,200		
	108	315,100	361,800	411,300	436,600		
	109	315,900	362,200	411,700	437,000		
	110	316,700	362,600	412,100	437,400		
	111	317,400	363,000	412,500	437,800		
	112	318,100	363,400	412,900	438,200		
	113	318,700	363,800	413,300	438,600		
	114	319,400	364,200	413,700	439,000		
	115	320,000	364,600	414,100	439,400		
	116	320,600	365,000	414,500	439,800		
	117	321,100	365,400	414,900	440,200		
	118	321,600	365,800	415,300	440,600		
	119	322,000	366,200	415,700	441,000		
	120	322,400	366,600	416,100	441,400		

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	121	322,700	367,000	416,500	441,800		
	122	323,100		416,900	442,200		
	123	323,500		417,300	442,600		
	124	323,900		417,700	443,000		
	125	324,300		418,100	443,400		
	126	324,600		418,500	443,800		
	127	325,000		418,900	444,200		
	128	325,400		419,300	444,600		
	129	325,800		419,700	445,000		
	130	326,200		420,100			
	131	326,600		420,500			
	132	327,000		420,900			
	133	327,300		421,300			
	134	327,700					
	135	328,000					
	136	328,300					
	137	328,600					
	138	328,900					
	139	329,200					
140	329,500						
141	329,800						
142	330,100						
143	330,400						
144	330,700						
145	331,000						
146	331,300						
147	331,600						
148	331,900						
149	332,200						
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		209,700	246,200	286,500	306,100	331,100	401,000

医 療 職 給 料 表 (二)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	197,300	246,700	269,300	292,800	396,800
	2	198,300	247,600	270,700	294,500	399,300
	3	199,300	248,500	272,100	296,300	401,500
	4	200,200	249,500	273,500	298,100	403,800
	5	201,200	250,500	275,000	300,100	406,100
	6	202,300	251,500	276,600	302,000	408,400
	7	203,300	252,500	278,200	303,900	410,700
	8	204,300	253,500	279,800	305,900	412,900
	9	205,300	254,500	281,500	307,900	415,000
	10	206,500	255,600	283,200	309,800	417,300
	11	207,700	256,700	285,000	311,800	419,400
	12	208,800	257,800	286,700	313,800	421,500
	13	209,900	258,900	288,400	315,800	423,600
	14	211,100	260,100	290,100	317,800	425,500
	15	212,300	261,400	291,900	319,800	427,400
	16	213,600	262,700	293,800	321,800	429,200
	17	215,000	264,100	295,700	323,700	431,000
	18	216,500	265,500	297,500	325,600	432,600
	19	218,100	266,900	299,400	327,600	434,100
	20	219,700	268,300	301,300	329,600	435,400
	21	221,300	269,800	303,200	331,600	436,700
	22	222,800	271,300	305,000	333,600	438,100
	23	224,300	272,800	306,900	335,500	439,300
	24	225,800	274,300	308,800	337,500	440,300
	25	227,200	275,800	310,700	339,500	441,400
	26	228,700	277,300	313,000	341,900	442,500
	27	230,200	278,800	315,400	344,400	443,500
	28	231,800	280,300	317,800	346,900	444,400
	29	233,100	281,900	320,200	349,400	445,200
	30	234,000	284,000	322,000	351,500	446,000
	31	234,800	286,100	323,700	353,600	446,800
	32	235,600	288,200	325,500	355,600	447,600
	33	236,500	290,300	327,400	357,600	448,300
	34	237,400	291,600	329,100	359,600	449,000
	35	238,300	293,000	330,800	361,600	449,800
	36	239,300	294,400	332,500	363,600	450,500
	37	240,200	295,900	334,300	365,600	451,100
	38	241,000	297,300	336,000	367,600	451,800
	39	241,900	298,600	337,700	369,500	452,400
	40	242,900	299,900	339,400	371,400	453,000

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	41	243,900	301,300	341,100	373,300	453,500
	42	244,800	302,500	342,800	375,200	454,000
	43	245,800	303,800	344,500	377,100	454,500
	44	246,800	305,100	346,200	378,900	455,100
	45	247,700	306,500	347,800	380,700	455,700
	46	248,900	307,700	349,400	382,500	456,300
	47	250,100	309,000	351,000	384,300	456,900
	48	251,300	310,200	352,700	386,100	457,300
	49	252,700	311,500	354,400	387,900	457,800
	50	254,000	312,800	356,000	389,700	458,300
	51	255,200	314,000	357,600	391,600	458,800
	52	256,400	315,200	359,200	393,300	459,300
	53	257,600	316,400	360,900	395,000	459,800
	54	258,800	317,500	362,500	396,700	460,300
	55	259,800	318,700	364,200	398,400	460,700
	56	261,000	319,900	365,800	399,900	461,200
	57	262,100	321,100	367,300	401,400	461,700
	58	263,300	322,300	368,900	402,900	462,200
	59	264,400	323,400	370,400	404,400	462,700
	60	265,400	324,600	371,900	405,900	463,200
	61	266,400	325,800	373,500	407,300	463,600
	62	267,600	327,000	375,100	408,600	464,100
	63	268,600	328,200	376,600	409,900	464,600
	64	269,600	329,400	378,100	411,100	465,100
	65	270,700	330,500	379,600	412,200	465,600
	66	271,900	331,700	381,100	413,200	466,100
	67	272,900	332,900	382,600	414,200	466,600
	68	274,000	334,100	384,000	415,200	467,100
	69	275,000	335,200	385,400	416,200	467,600
	70	276,100	336,400	386,700	417,000	468,100
	71	277,100	337,600	388,000	417,900	468,600
	72	278,200	338,700	389,200	418,700	469,100
	73	279,300	339,900	390,300	419,500	469,600
	74	280,500	341,000	391,300	420,200	470,100
	75	281,500	342,100	392,300	420,900	470,600
	76	282,600	343,100	393,200	421,600	471,100
	77	283,600	344,100	394,200	422,300	471,600
	78	284,800	345,100	395,100	422,900	
	79	285,900	346,000	396,000	423,600	
	80	286,900	346,900	396,700	424,200	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	81	287,800	347,600	397,500	424,800	
	82	288,800	348,400	398,300	425,300	
	83	289,800	349,100	399,000	425,800	
	84	290,800	349,800	399,600	426,300	
	85	292,000	350,300	400,300	426,800	
	86	293,100	350,900	400,900	427,200	
	87	294,100	351,500	401,500	427,700	
	88	295,100	352,000	402,000	428,200	
	89	296,200	352,600	402,500	428,600	
	90	297,300	353,200	403,000	429,100	
	91	298,200	353,800	403,500	429,600	
	92	299,300	354,300	404,000	430,000	
	93	300,400	354,800	404,500	430,400	
	94	301,500	355,300	405,000	430,900	
	95	302,500	355,800	405,500	431,400	
	96	303,500	356,300	406,000	431,800	
	97	304,500	356,800	406,400	432,200	
	98	305,600	357,200	406,800	432,600	
	99	306,700	357,700	407,300	433,000	
	100	307,700	358,200	407,800	433,400	
	101	308,600	358,700	408,300	433,800	
	102	309,600	359,100	408,800	434,200	
	103	310,600	359,600	409,300	434,600	
	104	311,500	360,100	409,700	435,000	
	105	312,400	360,600	410,100	435,400	
	106	313,300	361,000	410,500	435,800	
	107	314,200	361,400	410,900	436,200	
	108	315,100	361,800	411,300	436,600	
	109	315,900	362,200	411,700	437,000	
	110	316,700	362,600	412,100	437,400	
	111	317,400	363,000	412,500	437,800	
	112	318,100	363,400	412,900	438,200	
	113	318,700	363,800	413,300	438,600	
	114	319,400	364,200	413,700	439,000	
	115	320,000	364,600	414,100	439,400	
	116	320,600	365,000	414,500	439,800	
	117	321,100	365,400	414,900	440,200	
	118	321,600		415,300		
	119	322,000		415,700		
	120	322,400		416,100		

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	121	322,700		416,500		
	122	323,100		416,900		
	123	323,500		417,300		
	124	323,900		417,700		
	125	324,300		418,100		
	126	324,600		418,500		
	127	325,000		418,900		
	128	325,400		419,300		
	129	325,800		419,700		
	130	326,200		420,100		
	131	326,600		420,500		
	132	327,000		420,900		
	133	327,300		421,300		
	134	327,700				
	135	328,000				
	136	328,300				
	137	328,600				
	138	328,900				
	139	329,200				
	140	329,500				
	141	329,800				
	142	330,100				
	143	330,400				
	144	330,700				
	145	331,000				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 212,300	円 248,000	円 286,300	円 305,700	円 331,100

医療職給料表（三）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	208,100	250,800	270,400	293,100	396,800
	2	209,400	251,400	271,700	294,900	399,300
	3	210,600	252,000	273,000	296,700	401,500
	4	211,800	252,600	274,300	298,400	403,800
	5	213,000	253,400	275,700	300,100	406,100
	6	214,300	254,100	277,200	302,000	408,400
	7	215,600	254,800	278,800	303,900	410,700
	8	216,800	255,600	280,400	305,900	412,900
	9	218,000	256,400	282,100	307,900	415,000
	10	219,300	257,200	283,800	309,900	417,300
	11	220,600	258,100	285,600	311,900	419,400
	12	221,900	259,000	287,300	314,000	421,500
	13	223,200	260,000	289,000	315,800	423,600
	14	224,400	261,200	290,700	318,000	425,500
	15	225,700	262,400	292,400	320,100	427,400
	16	226,900	263,700	294,300	322,000	429,200
	17	228,100	265,100	296,200	323,800	431,000
	18	229,200	266,500	298,000	325,900	432,600
	19	230,300	267,900	299,900	327,800	434,100
	20	231,400	269,200	301,700	329,600	435,400
	21	232,500	270,600	303,500	331,800	436,700
	22	234,100	272,000	305,300	333,900	438,100
	23	235,600	273,400	307,200	336,000	439,300
	24	237,100	274,900	309,100	338,100	440,300
	25	238,300	276,400	311,000	340,100	441,400
	26	238,900	277,900	313,300	342,500	442,500
	27	239,600	279,400	315,700	345,000	443,500
	28	240,200	280,800	318,100	347,500	444,400
	29	240,700	282,300	320,500	350,000	445,200
	30	241,200	284,500	322,300	352,000	446,000
	31	241,700	286,700	324,000	354,000	446,800
	32	242,400	288,800	325,800	356,000	447,600
	33	243,100	290,600	327,600	358,000	448,300
	34	243,600	292,000	329,400	360,000	449,000
	35	244,100	293,600	331,000	362,000	449,800
	36	244,700	295,200	332,600	364,000	450,500
	37	245,500	296,700	334,400	365,900	451,100
	38	246,200	298,100	336,000	367,800	451,800
	39	246,900	299,400	337,700	369,700	452,400
	40	247,700	300,700	339,500	371,600	453,000

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	41	248,700	301,900	341,200	373,500	453,500
	42	249,700	303,200	342,800	375,400	454,000
	43	250,700	304,400	344,500	377,200	454,500
	44	251,900	305,700	346,200	378,900	455,100
	45	253,100	306,900	347,900	380,700	455,700
	46	254,500	308,100	349,400	382,500	456,300
	47	255,900	309,300	351,000	384,300	456,900
	48	257,200	310,400	352,700	386,100	457,300
	49	258,300	311,700	354,400	387,900	457,800
	50	259,600	312,900	356,000	389,700	458,300
	51	260,600	314,100	357,600	391,600	458,800
	52	261,800	315,300	359,200	393,300	459,300
	53	262,800	316,400	360,900	395,000	459,800
	54	264,100	317,600	362,500	396,700	460,300
	55	265,300	318,700	364,200	398,400	460,700
	56	266,200	319,900	365,800	399,900	461,200
	57	267,100	321,100	367,300	401,400	461,700
	58	268,400	322,300	368,900	402,900	462,200
	59	269,500	323,400	370,400	404,400	462,700
	60	270,400	324,600	371,900	405,900	463,200
	61	271,400	325,800	373,500	407,300	463,600
	62	272,500	327,000	375,100	408,600	464,100
	63	273,500	328,200	376,600	409,900	464,600
	64	274,600	329,400	378,100	411,100	465,100
	65	275,700	330,500	379,600	412,200	465,600
	66	276,800	331,700	381,100	413,200	466,100
	67	277,900	332,900	382,600	414,200	466,600
	68	278,900	334,100	384,000	415,200	467,100
	69	280,000	335,200	385,400	416,200	467,600
	70	280,900	336,400	386,700	417,000	468,100
	71	281,900	337,600	388,000	417,900	468,600
	72	283,100	338,700	389,200	418,700	469,100
	73	284,300	339,900	390,300	419,500	469,600
	74	285,300	341,000	391,300	420,200	470,100
	75	286,200	342,100	392,300	420,900	470,600
	76	287,300	343,100	393,200	421,600	471,100
	77	288,500	344,100	394,200	422,300	471,600
	78	289,400	345,100	395,100	422,900	
	79	290,400	346,000	396,000	423,600	
	80	291,500	346,900	396,700	424,200	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	81	292,600	347,600	397,500	424,800	
	82	293,600	348,400	398,300	425,300	
	83	294,500	349,100	399,000	425,800	
	84	295,600	349,800	399,600	426,300	
	85	296,700	350,300	400,300	426,800	
	86	297,700	350,900	400,900	427,200	
	87	298,700	351,500	401,500	427,700	
	88	299,800	352,000	402,000	428,200	
	89	300,800	352,600	402,500	428,600	
	90	301,700	353,200	403,000	429,100	
	91	302,700	353,800	403,500	429,600	
	92	303,700	354,300	404,000	430,000	
	93	304,700	354,800	404,500	430,400	
	94	305,700	355,300	405,000	430,900	
	95	306,700	355,800	405,500	431,400	
	96	307,700	356,300	406,000	431,800	
	97	308,600	356,800	406,400	432,200	
	98	309,600	357,200	406,800	432,600	
	99	310,600	357,700	407,300	433,000	
	100	311,500	358,200	407,800	433,400	
	101	312,400	358,700	408,300	433,800	
	102	313,300	359,100	408,800	434,200	
	103	314,200	359,600	409,300	434,600	
	104	315,100	360,100	409,700	435,000	
	105	315,900	360,600	410,100	435,400	
	106	316,700	361,000	410,500	435,800	
	107	317,400	361,400	410,900	436,200	
	108	318,100	361,800	411,300	436,600	
	109	318,700	362,200	411,700	437,000	
	110	319,400	362,600	412,100	437,400	
	111	320,000	363,000	412,500	437,800	
	112	320,600	363,400	412,900	438,200	
	113	321,100	363,800	413,300	438,600	
	114	321,600	364,200	413,700	439,000	
	115	322,000	364,600	414,100	439,400	
	116	322,400	365,000	414,500	439,800	
	117	322,700	365,400	414,900	440,200	
	118	323,100		415,300		
	119	323,500		415,700		
	120	323,900		416,100		

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	121	324,300		416,500		
	122	324,600		416,900		
	123	325,000		417,300		
	124	325,400		417,700		
	125	325,800		418,100		
	126	326,200		418,500		
	127	326,600		418,900		
	128	327,000		419,300		
	129	327,300		419,700		
	130	327,700		420,100		
	131	328,000		420,500		
	132	328,300		420,900		
	133	328,600		421,300		
	134	328,900				
	135	329,200				
	136	329,500				
	137	329,800				
	138	330,100				
	139	330,400				
	140	330,700				
	141	331,000				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 216,700	円 249,300	円 286,300	円 305,700	円 331,100

別記第 3 備考

行政職給料表（一）、医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）の備考は、現行のとおりとする。

別記第4 切替要領

令和8年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する職員であって同日においてその者が属していた職務の級が別表に掲げられているものの切替日における号給(以下「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて別表に定める号給とする。

別表 号給の切替表

旧号給	新号給			
	行政職給料表（一）		医療職給料表（二）	医療職給料表（三）
	5 級	6 級	5 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	1	1	1	1
23	1	1	1	1
24	1	1	1	1
25	1	1	1	1
26	1	1	1	1
27	1	1	1	1
28	1	1	1	1
29	1	1	1	1
30	1	1	1	1
31	1	1	1	1
32	1	1	1	1
33	1	1	1	1
34	2	1	2	2
35	3	1	3	3
36	4	1	4	4
37	5	1	5	5
38	6	1	6	6
39	7	1	7	7
40	8	1	8	8
41	9	2	9	9

旧号給	新号給			
	行政職給料表（一）		医療職給料表（二）	医療職給料表（三）
	5 級	6 級	5 級	5 級
42	10	2	10	10
43	11	2	11	11
44	12	2	12	12
45	13	2	13	13
46	14	2	14	14
47	15	3	15	15
48	16	3	16	16
49	17	3	17	17
50	18	3	18	18
51	19	3	19	19
52	20	3	20	20
53	21	3	21	21
54	22	4	22	22
55	23	4	23	23
56	24	4	24	24
57	25	4	25	25
58	26	4	26	26
59	27	4	27	27
60	28	4	28	28
61	29	4	29	29
62	30	5	30	30
63	31	5	31	31
64	32	5	32	32
65	33	5	33	33
66	34	5	34	34
67	35	5	35	35
68	36	5	36	36
69	37	5	37	37
70	38	5	38	38
71	39	5	39	39
72	40	5	40	40
73	41	6	41	41
74	42	6	42	42
75	43	6	43	43
76	44	6	44	44
77	45	6	45	45
78	46	6	46	46
79	47	6	47	47
80	48	6	48	48
81	49	6	49	49
82	50	6	50	50

旧号給	新号給			
	行政職給料表（一）		医療職給料表（二）	医療職給料表（三）
	5 級	6 級	5 級	5 級
83	51	6	51	51
84	52	7	52	52
85	53	7	53	53
86	54	7	54	54
87	55	7	55	55
88	56	7	56	56
89	57	7	57	57
90	58		58	58
91	59		59	59
92	60		60	60
93	61		61	61
94	62		62	62
95	63		63	63
96	64		64	64
97	65		65	65
98	66		66	66
99	67		67	67
100	68		68	68
101	69		69	69
102	70		70	70
103	71		71	71
104	72		72	72
105	73		73	73
106	74		74	74
107	75		75	75
108	76		76	76
109	77		77	77

参 考 資 料

参 考 資 料 目 次

1 職員給与関係資料

令和7年特別区職員給与等実態調査の概要	72
第1表 給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	72
第2表 給料表別、学歴別、性別人員構成比	73
第3表 給料表別平均給与月額	73
第4表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額	74
第5表 職員の扶養手当支給状況	75
第6表 職員の住居手当支給状況	76
第7表 職員の通勤手当支給状況	76
第8表 給料表別職員の超過勤務等の状況	77
第9表 再任用職員の給料表別、級別人員	77
第10表 任期付職員の給料表別人員	78
第11表 学校教育職員の級別人員	79
第12表 会計年度任用職員の分類別人員	79

2 民間給与関係資料

令和7年職種別民間給与実態調査の概要	80
第13表 産業別、企業規模別調査完了事業所数	80
第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	81
第15表 企業規模別、職種別平均給与額等	82
第16表 民間における初任給の改定状況	86
第17表 民間における給与改定の状況	86
第18表 民間における特別給（賞与）の支給状況	87
第19表 民間における通勤手当の支給状況	87

3 生計費関係資料

令和7年4月の特別区における標準生計費算定方法	88
第20表 特別区における費目別、世帯人員別標準生計費（令和7年4月）	88

給与勧告の手順	89
民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）	90

1 職員給与関係資料

令和7年特別区職員給与等実態調査の概要

(1) 調査の目的

特別区職員の給与等の実態を把握し、給与制度・任用制度の研究に必要な基礎資料を得る。

(2) 調査の対象

一般職に属する特別区職員のうち、「職員の給与に関する条例」、「幼稚園教育職員の給与に関する条例」、「学校教育職員の給与に関する条例」、「中等教育学校教育職員の給与等に関する条例」又は「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の適用を受ける職員

(3) 調査時点

令和7年4月1日現在

(4) 調査項目

4月分給料、諸手当、職種、職層、年齢、学歴等

(5) 調査方法

調査対象者のデータ作成を各区に依頼し、提出されたデータを集計した。

第1表 給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

区 分 給 料 表	適 用 人 員		平 均 年 齢	平均経験年数
	職 員 数	構 成 比		
全 給 料 表	人 57,493	% 100.0	歳 39.5	年 15.9
行政職給料表（一）	50,566	88.0	38.6	15.2
事務・技術	35,264	69.7	38.2	14.6
行政職給料表（二）	3,715	6.5	50.8	27.5
医療職給料表（一）	69	0.1	52.5	22.6
医療職給料表（二）	498	0.9	42.6	18.0
医療職給料表（三）	2,017	3.5	40.3	14.4
幼稚園教育職員給料表	628	1.1	35.9	12.6

- (注) 1 「事務・技術」とは、行政職給料表（一）の適用人員のうち、事務、土木造園、建築、機械及び電気の職種の者である（以下関係各表について同じ。）。
- 2 「事務・技術」の「構成比」は、行政職給料表（一）の適用人員に対する割合である。
- 3 再任用職員・任期付職員・区費負担の学校教育職員は、第8表まで含まれていない。
- 4 「構成比」は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、計は必ずしも100.0とならない場合がある。
- 5 令和5年4月以降、定年が段階的に引き上げられることに伴い、60歳超の職員の給料月額（諸手当のうち給料月額の水準と関係するものを含む。）を60歳前の7割水準に設定している。職員給与調査の結果については、給料月額を7割水準で決定されている職員を除いた数値で算出している。（以下第8表までの本年の集計において同じ。）

第2表 給料表別、学歴別、性別人員構成比

区 分 給 料 表	学 歴 別 人 員 構 成 比				性別人員構成比	
	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	男	女
	%	%	%	%	%	%
全 給 料 表	68.4	18.3	13.0	0.3	47.2	52.8
行 政 職 給 料 表 (一)	72.1	18.6	9.3	0.0	47.1	52.9
事 務 ・ 技 術	81.2	5.6	13.2	0.0	60.6	39.4
行 政 職 給 料 表 (二)	10.5	10.6	74.7	4.3	85.1	14.9
医 療 職 給 料 表 (一)	100.0	—	—	—	40.6	59.4
医 療 職 給 料 表 (二)	57.4	42.6	0.0	—	6.0	94.0
医 療 職 給 料 表 (三)	78.7	20.9	0.3	—	3.8	96.2
幼 稚 園 教 育 職 員 給 料 表	88.1	11.9	—	—	3.7	96.3

(注) 「学歴別人員構成比」は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、計は必ずしも100.0とならない場合がある。

第3表 給料表別平均給与月額

区 分 給 料 表	給 料	管理職手当	扶養手当	地域手当	住居手当	そ の 他	計
	円	円	円	円	円	円	円
全 給 料 表	306,210	3,889	4,491	62,905	4,360	280	382,135
行 政 職 給 料 表 (一)	306,032	3,985	4,466	62,886	4,583	5	381,957
事 務 ・ 技 術	308,332	5,392	4,816	63,706	4,922	8	387,175
行 政 職 給 料 表 (二)	300,968	—	6,341	61,410	1,580	3	370,303
医 療 職 給 料 表 (一)	488,884	98,336	4,797	118,403	1,217	229,519	941,157
医 療 職 給 料 表 (二)	319,253	1,501	2,562	64,663	3,012	—	390,992
医 療 職 給 料 表 (三)	303,295	2,164	2,839	61,660	4,122	—	374,081
幼 稚 園 教 育 職 員 給 料 表	330,493	16,208	2,332	69,806	5,002	—	423,841

(注) 1 幼稚園教育職員給料表の適用職員の給料には、教職調整額を含む。
2 「その他」は、初任給調整手当、単身赴任手当（基礎額）及び寒冷地手当等である。
3 「計」は、支給総額を適用人員で除いたものであり、各種目の合計と一致しない場合がある。

第4表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額
その1 差額支給者を含む場合

給 与 種 目 \ 年	令和7年	令和6年
給 料	311,893 円	304,593 円
管 理 職 手 当	5,590	5,569
扶 養 手 当	5,008	5,052
地 域 手 当	64,496	63,038
住 居 手 当	4,841	4,725
そ の 他	6	6
計	391,834	382,985
適 用 人 員	33,904 人	33,068 人
平 均 年 齢	38.8 歳	39.1 歳

その2 差額支給者を除いた場合

給 与 種 目 \ 年	令和7年	令和6年
給 料	311,457 円	303,716 円
管 理 職 手 当	5,659	5,677
扶 養 手 当	5,027	5,079
地 域 手 当	64,427	62,890
住 居 手 当	4,886	4,795
そ の 他	6	6
計	391,462	382,163
適 用 人 員	33,490 人	32,441 人
平 均 年 齢	38.6 歳	38.8 歳

- (注) 1 事務・技術の職員のうち、新卒採用職員を除いた者の平均給与である。
2 「その他」は、単身赴任手当（基礎額）及び寒冷地手当等である。
3 「計」は、支給総額を適用人員で除したものであり、各種目の合計と一致しない場合がある。

第5表 職員の扶養手当支給状況

その1 支給・非支給及び区分別該当職員数

区 分	人 員
支給されている職員	15,518 人
うち、配偶者等を扶養している職員（4,000円支給）	4,682
うち、子を扶養している職員（9,500円支給）	13,341
うち、父母等を扶養している職員（6,000円支給）	697
うち、特定期間にある子を扶養している職員（子一人につき4,000円加算）	4,932
支給されていない職員	41,975
計	57,493

(注) 1 「支給されている職員」の各区分の該当職員数は、重複している場合がある。

2 「特定期間」は、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までである。

その2 扶養親族数別職員数

扶養親族数	計	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6人以上
該当職員数	57,493 人	41,975 人	6,864 人	5,825 人	2,399 人	382 人	41 人	7 人

その3 平均扶養親族数及び平均手当額

支給されている職員1人当たり平均扶養親族数	1.8 人
支給されている職員1人当たり平均額	16,638 円
全職員1人当たり平均額	4,491 円

第6表 職員の住居手当支給状況
その1 区分別支給状況

区 分	人 員
支 給 さ れ て い る 職 員	人 16,092
支 給 さ れ て い な い 職 員	41,401
計	57,493
支 給 さ れ て い る 職 員 1 人 当 た り 平 均 額	円 15,577
全 職 員 1 人 当 た り 平 均 額	4,360

その2 支給区分別人員

区 分		人 員
下記以外世帯主	27歳以下の職員 (27,000円支給)	人 4,006
	28歳以上32歳以下の職員 (17,600円支給)	4,537
	33歳以上の職員 (8,300円支給)	7,548
単身赴任手当 を支給されて いる世帯主	公舎等に入居 していない職員	27歳以下の職員 (40,500円支給)
		28歳以上32歳以下の職員 (26,400円支給)
		33歳以上の職員 (12,400円支給)
	公舎等に入居 している職員	27歳以下の職員 (13,500円支給)
		28歳以上32歳以下の職員 (8,800円支給)
		33歳以上の職員 (4,100円支給)
計		16,092

(注) 1 支給対象は、世帯主等である職員のうち、自ら居住するための住宅を借り受け、月額27,000円以上の家賃を支払っている職員である。
2 年齢は年度末年齢である。

第7表 職員の通勤手当支給状況

区 分	人 員
支 給 さ れ て い る 職 員	人 51,104
交 通 機 関 の み の 利 用 者	36,270
交 通 用 具 の み の 使 用 者	8,245
交 通 機 関 及 び 交 通 用 具 の 併 用 者	6,589
支 給 さ れ て い な い 職 員	6,389
計	57,493
支 給 さ れ て い る 職 員 1 人 当 た り 平 均 額	円 12,107
全 職 員 1 人 当 た り 平 均 額	10,761

第 8 表 給料表別職員の超過勤務等の状況

区 分 給 料 表	対 象 人 員	超 過 勤 務 等 の 月 当 たり 平 均 時 間 数
全 給 料 表	人 50,663	時間 10.9
行政職給料表（一）	44,826	11.2
事務・技術	30,764	13.0
行政職給料表（二）	3,597	8.8
医療職給料表（一）	9	1.3
医療職給料表（二）	443	6.7
医療職給料表（三）	1,788	7.6

- （注） 1 「超過勤務等の月当たり平均時間数」は、令和 6 年中の超過勤務及び休日勤務の実績を 1 か月当たりの平均にしたものである。
- 2 幼稚園教育職員給料表の適用職員、調査時点における管理職手当の受給対象職員及び令和 6 年 12 月 1 日以降に採用された職員は含まれていない。

第 9 表 再任用職員の給料表別、級別人員
その 1 定年前再任用短時間勤務職員

級 給 料 表	計	1	2	3	4	5	6	特 例 措 置
全 給 料 表	人 199	人 15	人 134	人 40	人 9	人 1	人 0	人 0
行政職給料表（一）	145	4	96	35	9	1	0	—
行政職給料表（二）	48	11	34	3	0	—	—	0
医療職給料表（一）	0	0	0	0	—	—	—	—
医療職給料表（二）	3	0	1	2	0	0	—	—
医療職給料表（三）	2	0	2	0	0	0	—	—
幼稚園教育職員給料表	1	0	1	0	0	—	—	—

- （注） 「特例措置」は、行政職給料表（二）において、級格付解消に伴い、2 級の再任用職員給料月額に相当する額を給料として支給する者に適用される（第 9 表において全て同じ。）。

その2 暫定再任用フルタイム勤務職員

給 料 表 \ 級	計	1	2	3	4	5	6	7	特 例 措 置
全 給 料 表	人 2,623	人 113	人 1,187	人 679	人 440	人 113	人 78	人 0	人 13
行政職給料表（一）	1,710	42	595	486	400	109	78	0	—
行政職給料表（二）	800	70	562	142	13	—	—	—	13
医療職給料表（一）	0	0	0	0	—	—	—	—	—
医療職給料表（二）	36	1	11	21	3	0	—	—	—
医療職給料表（三）	58	0	15	28	11	4	—	—	—
幼稚園教育職員給料表	19	0	4	2	13	—	—	—	—

その3 暫定再任用短時間勤務職員

給 料 表 \ 級	計	1	2	3	4	5	6	特 例 措 置
全 給 料 表	人 1,856	人 123	人 1,318	人 275	人 123	人 11	人 0	人 6
行政職給料表（一）	1,356	56	941	236	112	11	0	—
行政職給料表（二）	431	65	328	29	3	—	—	6
医療職給料表（一）	0	0	0	0	—	—	—	—
医療職給料表（二）	27	0	18	6	3	0	—	—
医療職給料表（三）	36	2	25	4	5	0	—	—
幼稚園教育職員給料表	6	0	6	0	0	—	—	—

第10表 任期付職員の給料表別人員

給 料 表 \ 区 分	計	一般任期付職員		育児休業に伴う 任 期 付 職 員	任期付短時間 勤 務 職 員
		3条任期付	4条任期付		
全 給 料 表	人 648	人 110	人 0	人 295	人 243
行政職給料表（一）	395	110	0	285	0
行政職給料表（二）	210	0	0	0	210
医療職給料表（一）	0	0	0	0	0
医療職給料表（二）	4	0	0	4	0
医療職給料表（三）	6	0	0	6	0
幼稚園教育職員給料表	0	0	0	0	0
学校教育職員給料表	33	0	0	0	33

第11表 学校教育職員の級別人員

級 給 料 表	計	1	2	3	4	5	6
学 校 教 育 職 員 給 料 表	人 124	人 0	人 54	人 40	人 21	人 8	人 1

第12表 会計年度任用職員の分類別人員

区 分 分類	職 員 数		フルタイム 勤務職員	短 時 間 勤務職員
		構 成 比		
行 政 系 職 員	人 37,866	% 87.9	人 138	人 37,728
技 能 系 職 員	3,275	7.6	7	3,268
医 療 系 職 員	1,852	4.3	12	1,840
幼 稚 園 教 育 職 員	74	0.2	0	74
計	43,067	100.0	157	42,910

(注) 「構成比」は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、計は必ずしも100.0とならない場合がある。

2 民間給与関係資料

令和7年職種別民間給与実態調査の概要

(1) 調査の目的及び時期

この調査は、一般職の特別区職員の給与を検討するため、令和7年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

特別区人事委員会、人事院、東京都人事委員会及び道府県市人事委員会

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の特別区内にある民間事業所10,332事業所

イ 調査対象職種

76職種（うち初任給関係職種18職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 事業所の抽出

上記(3)アに記載した事業所を、産業、規模等により層化し、これらの層から1,162事業所を無作為に抽出し調査を行った。調査の完了した事業所は、第13表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

ウ 調査実人員

57,494人（うち初任給関係職種6,391人）

第13表 産業別、企業規模別調査完了事業所数

産業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農業，林業，漁業	1	0	0	0	1	0
鉱業，採石業， 砂利採取業，建設業	56	10	11	9	22	4
製造業	153	30	39	32	45	7
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	176	22	22	31	72	29
卸売業，小売業	123	26	15	14	61	7
金融業，保険業、 不動産業、物品賃貸業	40	13	5	4	14	4
教育，学習支援業、 医療，福祉，サービス業	155	34	24	15	60	22
計	704	135	116	105	275	73

(注) 上記のほか、規模が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が458事業所あった。

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

区 分 職 種	学 歴	企 業 規 模			
		規 模 計 (100人以上)	1, 000人以上	100人以上 1, 000人未満	【参考】 50人以上 100人未満
新 卒 事 務 員	大 学 院 修 士 課 程 修 了	円 274, 646	円 279, 756	円 271, 583	円 * 265, 221
	大 学 卒	246, 109	249, 585	244, 482	232, 821
	短 大 卒	214, 143	207, 406	220, 827	x
	高 校 卒	203, 553	* 208, 267	201, 464	—
新 卒 技 術 者	大 学 院 修 士 課 程 修 了	271, 314	285, 064	261, 729	* 248, 002
	大 学 卒	249, 340	261, 678	244, 262	222, 055
	短 大 卒	221, 949	* 231, 779	217, 359	* 240, 497
	高 校 卒	227, 006	* 244, 243	215, 778	—
新卒事務員・技術者計	大 学 院 修 士 課 程 修 了	273, 227	282, 135	267, 531	* 255, 252
	大 学 卒	246, 958	252, 558	244, 422	228, 247
	短 大 卒	218, 338	217, 791	218, 705	* 224, 098
	高 校 卒	214, 319	227, 031	207, 559	—

(注) 採用のある事業所について集計した。「x」は調査事業所数が1事業所、「*」は調査事業所数が10事業所以下であることを示す。

第15表 企業規模別、職種別平均給与額等
事務・技術関係職種 規模計（100人以上）

区分 職種名	平均年齢	平均給与額			備考
		きまって支給する給与	所定内給与	時間外手当	
	歳	円	円	円	
支店長	53.0	858,066	849,758	8,308	構成員 50 人以上の支店(社)の長
事務部長	51.6	810,569	806,805	3,764	2 課以上又は構成員 20 人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職
事務部次長	50.0	702,378	700,098	2,280	部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
事務課長	47.4	650,503	638,047	12,456	2 係以上又は構成員 10 人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
事務課長代理	43.8	539,859	485,565	54,294	課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下 4 人以上を有する者、職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
事務係長	42.9	497,723	435,846	61,877	係の長及び係長級専門職
事務主任	40.1	449,714	386,188	63,526	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
事務係員	37.4	394,539	343,028	51,511	
工場長	55.7	840,036	836,035	4,001	構成員 50 人以上の工場の長
技術部長	52.4	771,720	764,306	7,414	2 課以上又は構成員 20 人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職
技術部次長	51.9	715,268	706,625	8,643	部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
技術課長	48.0	651,208	626,776	24,432	2 係以上又は構成員 10 人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
技術課長代理	44.3	562,971	520,683	42,288	課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下 4 人以上を有する者、職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
技術係長	42.7	515,003	442,144	72,859	係の長及び係長級専門職
技術主任	40.1	490,736	427,194	63,542	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
技術係員	34.7	395,257	344,152	51,105	

(注) 1 「きまって支給する給与」、「所定内給与」には、通勤手当を含まない(第15表において全て同じ。)
2 「中間職」とは、それぞれ括弧内の役職の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が括弧内の役職の間に位置付けられる者をいう(第15表において全て同じ。)

事務・技術関係職種 1,000人以上

区分 職種名	平均年齢	平均給与額			備考（注）	職員 対応級
		きまって支給する給与	所定内給与	時間外手当		
	歳	円	円	円		
支店長	52.9	877,127	867,163	9,964		6級
事務部長	51.6	858,697	854,400	4,297		同上
事務部次長	50.6	741,718	740,322	1,396		同上
事務課長	47.6	680,022	667,730	12,292		5級
事務課長代理	44.3	546,644	494,000	52,644		4級
事務係長	43.9	521,711	458,247	63,464		3級
事務主任	40.8	467,077	394,499	72,578		2級、 一部は 3級
事務係員	38.4	412,890	354,682	58,208		1級
工場長	—	—	—	—		6級
技術部長	52.9	816,012	806,179	9,833		同上
技術部次長	52.5	740,108	731,375	8,733		同上
技術課長	48.3	690,004	663,492	26,512		5級
技術課長代理	42.5	586,392	554,322	32,070		4級
技術係長	41.7	607,685	516,364	91,321		3級
技術主任	40.7	547,801	483,629	64,172		2級、 一部は 3級
技術係員	35.6	427,443	368,285	59,158		1級

- （注） 1 備考欄は、「事務・技術関係職種 規模計（100人以上）」の表と内容が同一である。
2 事務主任、技術主任のうち、係長等のいない事業所において課長代理以上に直属し部下を有する者及び職能資格等がそれらと同等と認められる者は3級と対応させている。

事務・技術関係職種 100人以上1,000人未満

区分 職種名	平均年齢	平均給与額			備考 (注)	職員 対応級
		きまって支給する給与	所定内給与	時間外手当		
	歳	円	円	円		
支店長	53.6	762,435	762,435	0		5級
事務部長	51.5	725,715	722,892	2,823		同上
事務部次長	49.4	659,492	656,247	3,245		同上
事務課長	46.7	581,840	569,002	12,838		4級
事務課長代理	43.3	532,885	476,895	55,990		3級
事務係長	40.4	440,608	382,509	58,099		2級
事務主任	38.5	413,254	368,735	44,519		1級、 一部は 2級
事務係員	35.9	366,188	325,024	41,164		1級
工場長	55.7	840,036	836,035	4,001		5級
技術部長	51.4	684,269	681,632	2,637		同上
技術部次長	50.1	637,464	629,105	8,359		同上
技術課長	47.3	569,208	549,173	20,035		4級
技術課長代理	46.6	534,004	479,077	54,927		3級
技術係長	43.6	427,940	372,423	55,517		2級
技術主任	39.1	407,738	345,113	62,625		1級、 一部は 2級
技術係員	33.6	357,982	316,203	41,779		1級

(注) 1 備考欄は、「事務・技術関係職種 規模計(100人以上)」の表と内容が同一である。

2 事務主任、技術主任のうち、係長等のいない事業所において課長代理以上に直属し部下を有する者及び職能資格等がそれらと同等と認められる者は2級と対応させている。

【参考】事務・技術関係職種 50人以上100人未満

区分 職種名	平均年齢	平均給与額			備考（注）
		きまって支給する給与	所定内給与	時間外手当	
	歳	円	円	円	
支店長	—	—	—	—	
事務部長	51.3	684,847	682,029	2,818	
事務部次長	50.9	601,435	599,898	1,537	
事務課長	48.2	513,464	499,615	13,849	
事務課長代理	47.7	512,678	462,158	50,520	
事務係長	46.3	429,559	386,242	43,317	
事務主任	41.3	364,432	331,929	32,503	
事務係員	37.5	320,550	295,616	24,934	
工場長	—	—	—	—	
技術部長	48.8	655,484	622,044	33,440	
技術部次長	50.9	639,262	602,664	36,598	
技術課長	46.7	493,317	464,228	29,089	
技術課長代理	42.9	530,849	452,058	78,791	
技術係長	42.6	422,288	376,588	45,700	
技術主任	36.3	371,865	327,598	44,267	
技術係員	32.8	341,236	307,410	33,826	

（注）備考欄は、「事務・技術関係職種 規模計（100人以上）」の表と内容が同一である。

第16表 民間における初任給の改定状況

学歴		項目	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
				増額	据置き	減額	
大学卒	規模計 (100人以上)	84.2%	(71.5%)	(28.5%)	(0.0%)	15.8%	
	1,000人以上	91.2%	(85.0%)	(15.0%)	(0.0%)	8.8%	
	100人以上 1,000人未満	82.3%	(67.6%)	(32.4%)	(0.0%)	17.7%	
	【参考】 50人以上100人未満	54.3%	(54.9%)	(42.2%)	(2.9%)	45.7%	
高校卒	規模計 (100人以上)	30.3%	(87.4%)	(12.6%)	(0.0%)	69.7%	
	1,000人以上	56.1%	(95.3%)	(4.7%)	(0.0%)	43.9%	
	100人以上 1,000人未満	23.3%	(82.2%)	(17.8%)	(0.0%)	76.7%	
	【参考】 50人以上100人未満	1.6%	(100.0%)	(0.0%)	(0.0%)	98.4%	

- (注) 1 事務員と技術者のみを対象とした。
2 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計した。
3 () 内は、「新規学卒者の採用あり」を100とした割合である。

第17表 民間における給与改定の状況

その1 ベース改定の実施状況

役職段階	企業規模	項目	ベースアップ	ベース改定中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
係 員	規模計 (100人以上)		61.3%	1.4%	0.6%	36.7%
		1,000人以上	75.0%	1.4%	1.6%	22.0%
		100人以上 1,000人未満	57.7%	1.4%	0.3%	40.6%
	【参考】 50人以上100人未満		33.5%	2.1%	0.0%	64.4%
課長級	規模計 (100人以上)		56.1%	2.6%	0.0%	41.3%
		1,000人以上	66.6%	4.3%	0.0%	29.1%
		100人以上 1,000人未満	53.3%	2.2%	0.0%	44.5%
	【参考】 50人以上100人未満		29.3%	2.1%	0.0%	68.6%

- (注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除く事業所数を100とした割合である。

その2 定期昇給の実施状況

項目		定期昇給制度あり						定期昇給制度なし
役職段階	企業規模	定期昇給実施	定期昇給中			定期昇給止		
			増 額	減 額	変化なし			
係 員	規模計 (100人以上)	85.1%	84.8%	38.3%	5.9%	40.6%	0.3%	14.9%
	1,000人以上	97.3%	95.8%	40.7%	0.0%	55.1%	1.5%	2.7%
	100人以上 1,000人未満	81.6%	81.6%	37.6%	7.5%	36.5%	0.0%	18.4%
	【参考】 50人以上100人未満	72.3%	72.3%	33.3%	9.8%	29.2%	0.0%	27.7%
課長級	規模計 (100人以上)	77.7%	77.0%	33.0%	7.6%	36.4%	0.7%	22.3%
	1,000人以上	82.7%	82.7%	31.9%	1.4%	49.4%	0.0%	17.3%
	100人以上 1,000人未満	76.3%	75.4%	33.3%	9.3%	32.8%	0.9%	23.7%
	【参考】 50人以上100人未満	67.7%	67.7%	33.8%	10.0%	23.9%	0.0%	32.3%

(注) ベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計したものである。

第18表 民間における特別給（賞与）の支給状況

企業規模		規 模 計 (100 人以上)	1,000 人以上	100 人以上 1,000 人未満
区 分	下 半 期	438,877 円	467,973 円	399,103 円
	上 半 期	447,463 円	476,706 円	407,421 円
特 別 給 の 支 給 額	下 半 期	1,018,519 円	1,143,979 円	846,333 円
	上 半 期	1,164,578 円	1,315,865 円	952,177 円
特 別 給 の 支 給 割 合	下 半 期	2.32 月分	2.44 月分	2.12 月分
	上 半 期	2.60 月分	2.76 月分	2.34 月分
	年 間 計	4.92 月分	5.20 月分	4.46 月分

(注) 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは令和7年2月から7月までの期間をいう。

第19表 民間における通勤手当の支給状況 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	
%	%	%	%	%	%
96.1	(30.4)	(47.1)	(3.4)	(19.1)	3.9

(注) 1 支給形態の()内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。
2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

3 生計費関係資料

令和7年4月の特別区における標準生計費算定方法

「家計調査報告」（総務省）等に基づき、標準生計費を以下の方法により、費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算出している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる「家計調査報告」の大分類項目に対応する。

食料費…食料

住居関係費…住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費…被服及び履物

雑費Ⅰ…保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ…その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

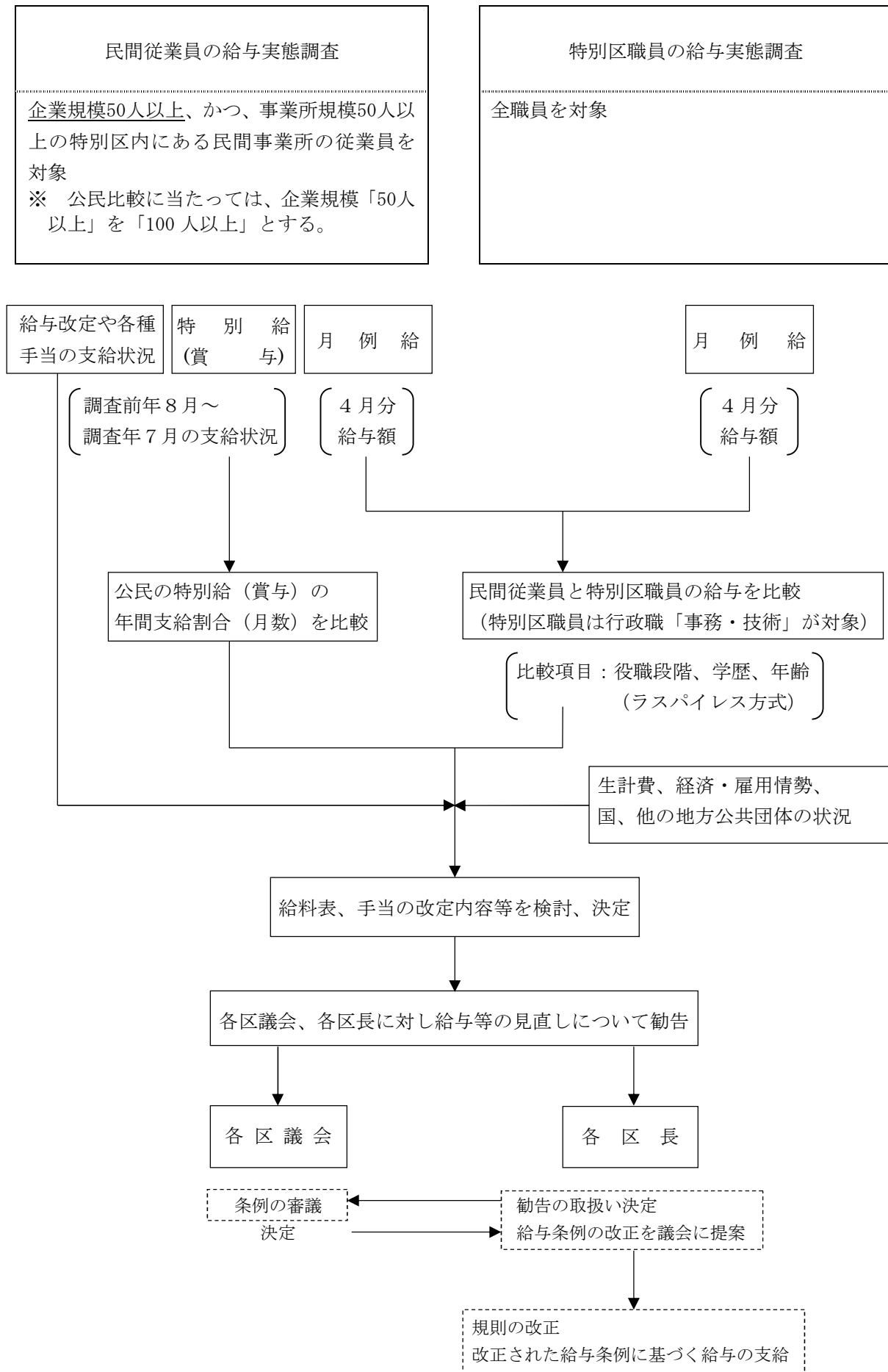
1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」を基礎として算定した標準生計費に、東京都区部の費目別平均支出額と全国の費目別平均支出額との比率を乗じて算定した。

2人～5人世帯については、「家計調査報告」における令和7年4月の東京都区部・勤労者世帯の費目別平均支出金額（日数、世帯人員を調整したもの）に、消費実態を加味して算定した。

第20表 特別区における費目別、世帯人員別標準生計費（令和7年4月）

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	円 42,370	円 57,230	円 73,200	円 89,150	円 105,120
住居関係費	48,600	63,090	52,650	42,220	31,780
被服・履物費	8,860	6,380	10,160	13,940	17,720
雑費Ⅰ	30,520	44,720	62,280	79,830	97,390
雑費Ⅱ	7,780	12,660	16,560	20,470	24,370
計	138,130	184,080	214,850	245,610	276,380
前年計	140,720	177,710	220,340	262,980	305,620
増減率	△1.8%	3.6%	△2.5%	△6.6%	△9.6%

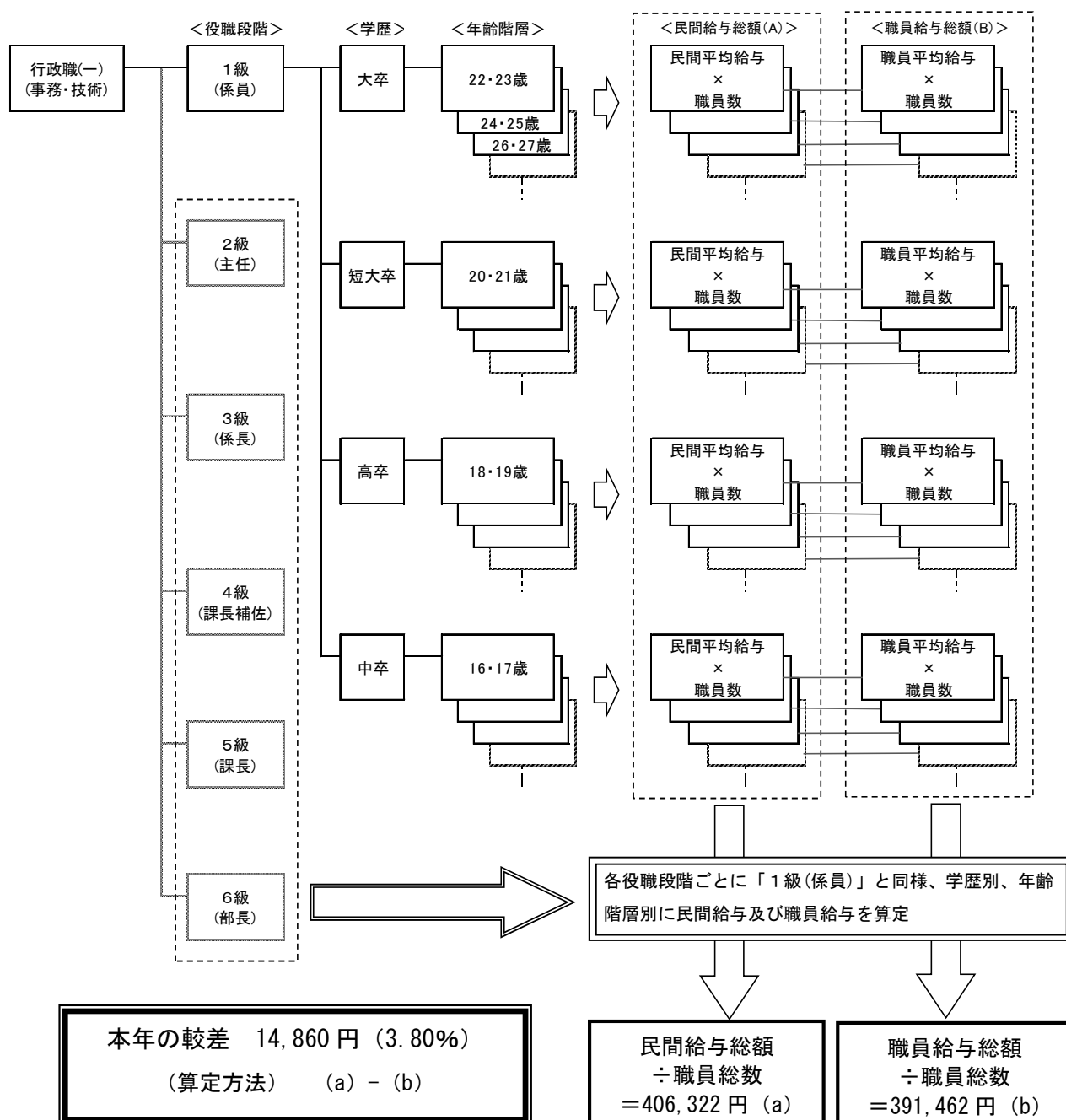
給与勧告の手順



民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

月例給の民間給与との比較（ラスパイレス比較）は、個々の職員に民間の給与額を支給した場合に、その支給総額(A)が、現に職員に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出している。

比較方法は、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較している。



- (注) 1 職員の平均給与は特別区職員給与等実態調査の結果を基に算出
2 民間の平均給与は職種別民間給与実態調査の結果を基に算出

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和 7 年

特別区人事委員会事務局

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号

TEL (03) 5210-9791～4 (ダイヤルイン)

<https://www.union.tokyo23city.lg.jp/>

令和7年人事委員会勧告に関する特別区長会会長コメント

本日、特別区人事委員会から職員の給与に関する勧告があった。

本年の勧告は、月例給については、特別区職員が民間従業員を14,860円、率にして3.80パーセント下回っていることから、これを解消するため、給料表を引上げ改定することとし、特別給の年間支給月数についても、民間の支給状況を踏まえ、期末手当及び勤勉手当を合わせて0.05月引上げ改定することとしている。

現在、特別区は、区税収入などが増加傾向にあるものの、下振れリスクのある国内経済状況や、国による不合理な税制度の影響などを踏まえると、財政の先行きは予断を許さない状況にある。

このような状況にあっても、限られた財源で、子ども・子育て関連施策や災害対策事業のほか、山積する大都市特有の課題に取り組む必要があり、今後の財政状況は、これまで以上に厳しくなることは必至である。

本年の勧告の取扱いについては、人事委員会勧告制度の趣旨を踏まえるとともに、特別区の置かれた厳しい諸状況を始め、国や他団体、民間の動向を十分に勘案して、区民の皆様の理解と納得が得られるよう、区政全般の観点から、慎重に検討していく。

併せて、区長会として、適正な職員構成の実現及び差額支給の解消に向け、引き続き、万策を尽くしていくとともに、このほかの諸課題についても、検討を進めていく。

令和7年10月14日

特別区長会会長 吉 住 健 一